

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年12月14日

【発行者名】 S B I アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木暮 康明

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 中村 慎吾

【電話番号】 03-6229-0170

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 S B I セレブライフ・ストーリー2015
S B I セレブライフ・ストーリー2025
S B I セレブライフ・ストーリー2035
S B I セレブライフ・ストーリー2045
S B I セレブライフ・ストーリー2055
(平成24年12月15日より以下へ変更予定。)
セレブライフ・ストーリー2015
セレブライフ・ストーリー2025
セレブライフ・ストーリー2035
セレブライフ・ストーリー2045
セレブライフ・ストーリー2055

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 継続募集額 各ファンド上限500億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

セレブライフ・ストーリー-2015
 セレブライフ・ストーリー-2025
 セレブライフ・ストーリー-2035
 セレブライフ・ストーリー-2045
 セレブライフ・ストーリー-2055

本ファンドは、平成24年12月15日付で上記ファンド名称に変更する予定です。

本ファンドは2015年、2025年、2035年、2045年、2055年をターゲットイヤー（安定運用開始時期）とする5つのファンドで構成されています。

これらを総称して「本ファンド」または「セレブライフ・ストーリー」といいます。また、それぞれを「各ファンド」、または「2015」、「2025」、「2035」、「2045」及び「2055」ということがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口あたり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

セレブライフ・ストーリー-2015	500億円を上限とします。
セレブライフ・ストーリー-2025	500億円を上限とします。
セレブライフ・ストーリー-2035	500億円を上限とします。
セレブライフ・ストーリー-2045	500億円を上限とします。
セレブライフ・ストーリー-2055	500億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

() 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりで表示されます。

() 基準価額の照会頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口あたり）は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)

電話番号 03 - 6229 - 0097 (受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

通常のお申込み

お申込金額の3.15% (税抜3.0%) を上限とする、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

お申込手数料は、お申込回数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、お申込手数料には、申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が加算されます。

確定拠出年金制度に基づくお申込み

申込手数料はかかりません。

取得申込みに際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。また、確定拠出年金、または変額年金を通じて取得申込みを行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。(当初1口 = 1円)

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(7) 【申込期間】

平成24年12月15日(土曜日)より平成25年12月17日(火曜日)まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

販売会社は、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社については前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みの方法等

(i) 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込み旨のお申込書を提出します。

() 前記()の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ターゲット・イヤー を想定し、運用の時間経過とともに資産配分を変更することにより、投資信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

ターゲット・イヤーとは、個々人が想定するライフイベント（退職など）の時期を意味し、ファンドにおける安定運用開始時期を指します。

ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類

ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信 / 内外 / 資産複合」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

商品分類

セレブライフ・ストーリー2015

セレブライフ・ストーリー2025

セレブライフ・ストーリー2035

セレブライフ・ストーリー2045

セレブライフ・ストーリー2055

ファンドの商品分類は「追加型投信 / 内外 / 資産複合」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 （ ） 資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
------	---

属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産)資産配分変更型))
決算頻度	年1回
投資対象地域	グローバル(日本含む)
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり(適時ヘッジ)

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回			
一般	年2回	グローバル		
大型株	年4回	(日本含む)		
中小型株	年6回	北米		
債券	(隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり (適時ヘッジ)
一般	年12回	アジア		
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米	ファンド・	
その他債券	その他	アフリカ	オブ・	なし
クレジット	()	中近東	ファンズ	
属性		(中東)		
()		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券(資産複合				
(株式、債券、不動産投信、その				
他資産))資産配分変更				
型))				
資産複合				

属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産)資産配分変更型)です。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

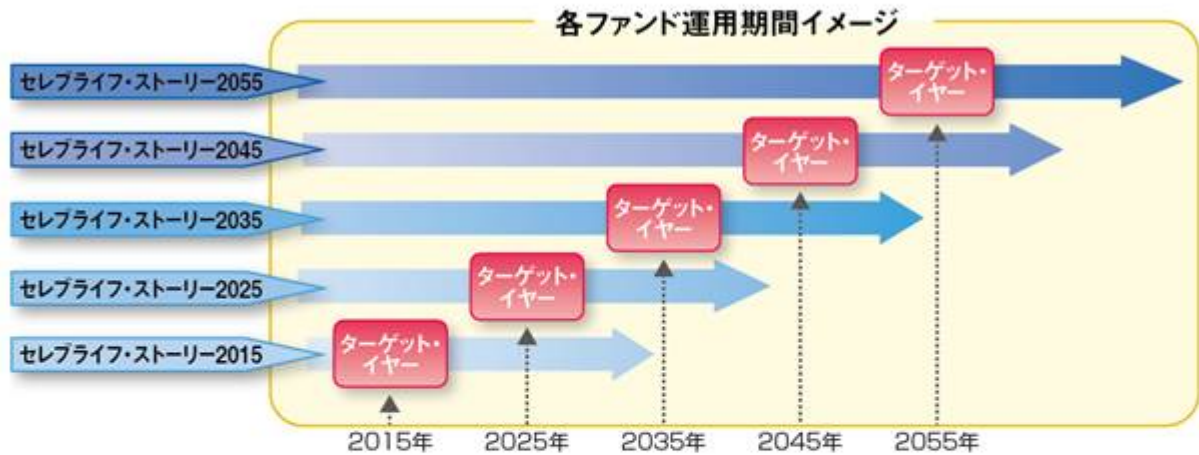
該当区分	区分の定義
------	-------

<p>その他資産(投資信託証券(株式、債券、短期金融資産、不動産投信、商品))</p>	<p>目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に複数資産(株式、債券、不動産投信、その他資産)を投資対象とし、組入比率については機動的な変更を行う旨の記載があるものをいいます。本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産))資産配分変更型))と、収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。</p>
<p>年1回</p>	<p>目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。</p>
<p>グローバル(日本含む)</p>	<p>目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に日本を含みます。</p>
<p>ファンド・オブ・ファンズ</p>	<p>目論見書または信託約款において、投資信託及び外国投資信託の受益証券ならびに投資法人及び外国投資法人の投資証券(投資法人債券を除く)への投資を目的とする投資信託(ファミリーファンドのベビーファンドに該当するものを除く)をいいます。</p>
<p>為替ヘッジあり(適時ヘッジ)</p>	<p>目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうち、適時ヘッジを行うものをいいます。</p>

ファンドの特色

① ターゲット・イヤー（安定運用開始時期）を想定した5種類のファンドから構成されています。

- ・ 投資者が想定するターゲット・イヤーに合わせてファンドを選択できるよう、ターゲット・イヤーを2015年、2025年、2035年、2045年、2055年とする5種類のファンドを用意しました。



② 主としてETF(上場投資信託)及び投資信託証券への投資を通じて、国内株式、先進国株式、新興国株式、オルタナティブ資産(ヘッジファンド、コモディティ、リート(不動産投資信託))、日本債券及び世界の国債等、広範な各資産へ分散投資します。

※本ファンドが投資対象とするETF及び投資信託証券については、後述の「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

- ・ 株式や債券等の伝統的資産と値動きが異なる、オルタナティブ資産もポートフォリオに組入れることで、信託財産の安定的な収益獲得をめざします。
- ・ 本ファンドが組入れる投資対象ファンドに対し、為替ヘッジを行う場合があります。なお、当初はヘッジファンド及びコモディティを投資対象としているETFに対し、為替ヘッジを行う方針です。ただし、資金動向、市場動向等により、委託会社が適切と判断した場合には為替ヘッジを行う投資対象ファンドを変更する場合があります。

- ③ ターゲット・イヤー（安定運用開始時期）に向けて、安定性資産の投資割合を高め、徐々に安定運用に移行します。

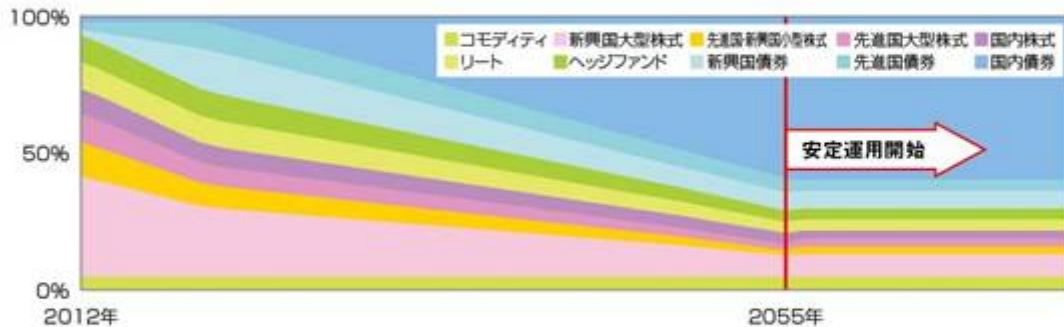
ターゲット・イヤーまでの残存期間が長いほど、値上がり益の獲得を重視した運用を行います。ターゲット・イヤーに接近するにしたがって、収益性資産（株式等）への投資割合を徐々に減らし、安定性資産（債券等）の比率を高めることでファンド全体のリスクを徐々に減らしていきます。

※市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、3か月に1回基本投資割合へ戻す調整を行います。

※基本投資割合の変更を、家計や市場の構造変化等を考慮して、原則として年に1回行います。

※また、投資対象とする資産または投資スタイルについては、原則として5年に1回見直しを行います。（2015年にターゲット・イヤーを迎える「セレブライフ・ストーリー2015」は除きます。）

基本投資割合推移のイメージ「セレブライフ・ストーリー2055」の例



※上記の図は、現時点で決定している基本投資割合をもとにしたイメージ図であり、実際上記のような運用を行うことを保証するものではありません。

※当初設定時には実質的に投資対象とならない資産もあります。

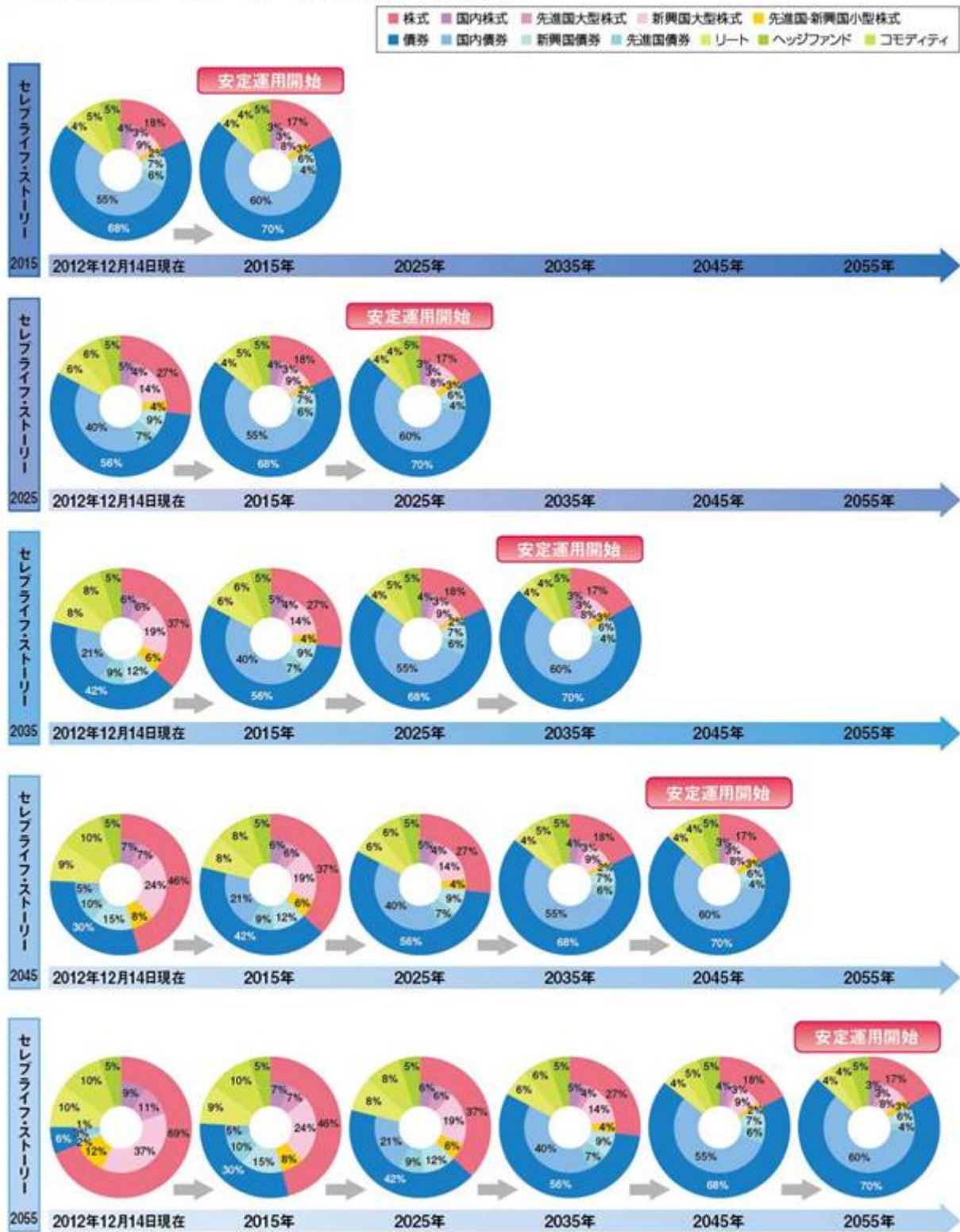
- ④ 本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社

世界26拠点に展開するモーニングスター・グループのひとつであり、同グループは投資信託を中心に、様々な金融商品に関する調査分析情報を提供するグローバルな運用調査機関です。モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社はファンド選定、資産配分に関する運用助言等を行っています。
契約資産残高約622億円（2012年10月末現在）

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

● セレブライフ・ストーリーの基本投資割合の変化



※ 上記の図は、現時点で決定している基本投資割合であり、市況動向等によって組入比率等が変更される場合があります。

追加的記載事項

投資対象ファンドの概要

投資対象ファンドは、現時点において以下を想定しています。ただし、今後投資対象から外したり、新たなファンドを投資対象とする場合があります。また、将来の市場構造等の変化によっては、投資対象とする資産または投資スタイルを見直す場合があります。

(凡例)

1.ファンド名
2.資産の種類・分類
3.連動する指数
4.委託会社

※各投資対象ファンドが連動する指数については
次ページをご確認ください。

株式		
国内	先進国	新興国
1.TOPIX連動型上場投資信託	1.iシェアーズ MSCI KOKUSAI(コクサイ)・インデックス・ファンド	1.バンガード・MSCI・エマーシング・マーケットETF
2.国内大型株式	2.先進国大型株式	2.新興国大型株式
3.TOPIX(東証株価指数)	3.MSCI KOKUSAI(コクサイ)・インデックス	3.MSCI エマーシング・マーケット・インデックス ^{※2}
4.野村アセットマネジメント株式会社	4.BlackRock Inc	4.The Vanguard Group Inc
先進国・新興国		
	1.バンガード・スモールキャップETF	1.バンガード・FTSE・オールワールド(除く米国)スモールキャップETF
	2.先進国小型株式	2.先進国・新興国小型株式
	3.MSCI US スモールキャップ1750インデックス ^{※1}	3.FTSEグローバル・スモールキャップ(除く米国)インデックス
	4.The Vanguard Group Inc	4.The Vanguard Group Inc

債券		
国内	先進国	新興国
1.MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	1.MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	1.マーケット・ベクトル新興国債券(現地通貨建て)ETF
2.国内債券	2.先進国債券	2.新興国債券
3.NOMURA-BPI総合インデックス	3.シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)	3.JPモルガン国債指数新興国市場グローバルコア・インデックス
4.三菱UFJ投信株式会社	4.三菱UFJ投信株式会社	4.Van Eck Global

オルタナティブ		
ヘッジファンド	コモディティ	リート
1.IQ ヘッジ マルチストラテジー トラッカーETF	1.iシェアーズ S&P GSCI コモディティ・インデックス・トラスト	1.バンガード・リート・ETF
2.ヘッジファンド	2.コモディティ	2.先進国リート
3.IQ ヘッジ マルチストラテジー インデックス	3.S&P GSCI トータル・リターン指数	3.MSCI US リート・インデックス
4.IndexIQ Advisors LLC	4.BlackRock Inc	4.The Vanguard Group Inc
	1.iシェアーズ・ゴールド・トラスト	
	2.コモディティ	
	3.金地金価格	
	4.BlackRock Inc	

※1 バンガード社は連動する指数をCRSP US スモールキャップ・インデックスに移行する予定です。

※2 バンガード社は連動する指数をFTSE エマーシング・インデックスに移行する予定です。

各投資対象ファンドが連動する指数について

TOPIX(東証株価指数)	TOPIX(東証株価指数)とは、東証市場第一部に上場しているすべての日本企業(内国普通株式全銘柄)を対象とした、時価総額加重型の株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。また、東京証券取引所は、同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
MSCI KOKUSAI(コクサイ)・インデックス	MSCI KOKUSAI(コクサイ)・インデックスとは、MSCI社が開発した指数で日本を除く世界の主要国の株式市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は、同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
MSCI US スモールキャップ1750インデックス	MSCI US スモールキャップ1750インデックスとは、MSCI社が開発した指数で米国株式市場で時価総額が小さな小型株全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は、同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
CRSP US スモールキャップ・インデックス	CRSP US スモールキャップ・インデックスとは、シカゴ大学証券価格調査センター(CRSP)が開発した指数で米国小型株市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はCRSPに帰属します。
MSCI エマージング・マーケット・インデックス	MSCI エマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI社が開発した指数で新興国株式市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は、同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
FTSE エマージング・インデックス	FTSE エマージング・インデックスとは、FTSE社が算出する指数で新興国株式市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はFTSE社に帰属します。
FTSE グローバル・スモールキャップ(除く米国)インデックス	FTSE グローバル・スモールキャップ(除く米国)インデックスとは、FTSE社が算出する指数で米国を除く世界の小型株式市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はFTSE社に帰属します。
NOMURA-BPI総合インデックス	NOMURA-BPI総合インデックスとは、野村證券株式会社が公表している国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は、すべて野村證券株式会社に帰属します。野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。
シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)	シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)とは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し円ベースで表示した債券インデックスです。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インク社に帰属します。
JPモルガン国債指数新興国市場グローバルコア・インデックス	JPモルガン国債指数新興国市場グローバルコア・インデックスとは、JPモルガン社が開発した指数で現地通貨建ての新興国の国債市場の動向を表す債券指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はJPモルガン社に帰属します。
IQ ヘッジ マルチストラテジー・インデックス	IQ ヘッジ マルチストラテジー・インデックスとは、インデックスIQ社が開発した指数で様々なヘッジファンドの戦略を組み合わせたリスク調整後の投資成果と同水準の動きを表す指数です。同指数の維持・算出はS&P社が行い、同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はインデックスIQ社に帰属します。
S&P GSCI トータル・リターン指数	S&P GSCI トータル・リターン指数とは、コモディティ価格のベンチマークとして1991年にゴールドマン・サックスにより開発された指数であり、コモディティ市場の総合的な動向を表す指数です。2007年にS&P社に買収され、現在の名称に変更されました。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はS&P社に帰属します。
金地金価格	金地金価格とは、市場での現物の金地金の取引価格を表します。ロンドン市場における取引価格が金地金価格の国際的な指標となります。
MSCI US リート・インデックス	MSCI US リート・インデックスとは、MSCI社が開発した指数で米国リート市場全体の動きを表す指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は、同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

信託金の限度額

2015	500億円を上限とします。
2025	500億円を上限とします。
2035	500億円を上限とします。
2045	500億円を上限とします。
2055	500億円を上限とします。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

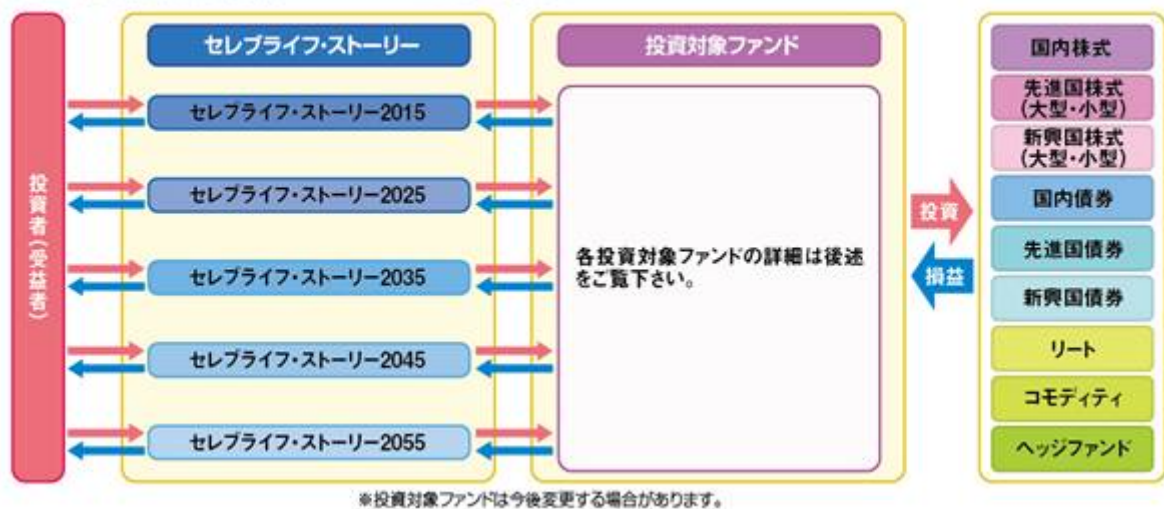
（２）【ファンドの沿革】

平成24年1月23日	2015、2025、2035、2045、2055、各ファンドについて信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成24年12月15日	ファンド名称を「セレブライフ・ストーリー2015 / セレブライフ・ストーリー2025 / セレブライフ・ストーリー2035 / セレブライフ・ストーリー2045 / セレブライフ・ストーリー2055 / 」に変更（予定）

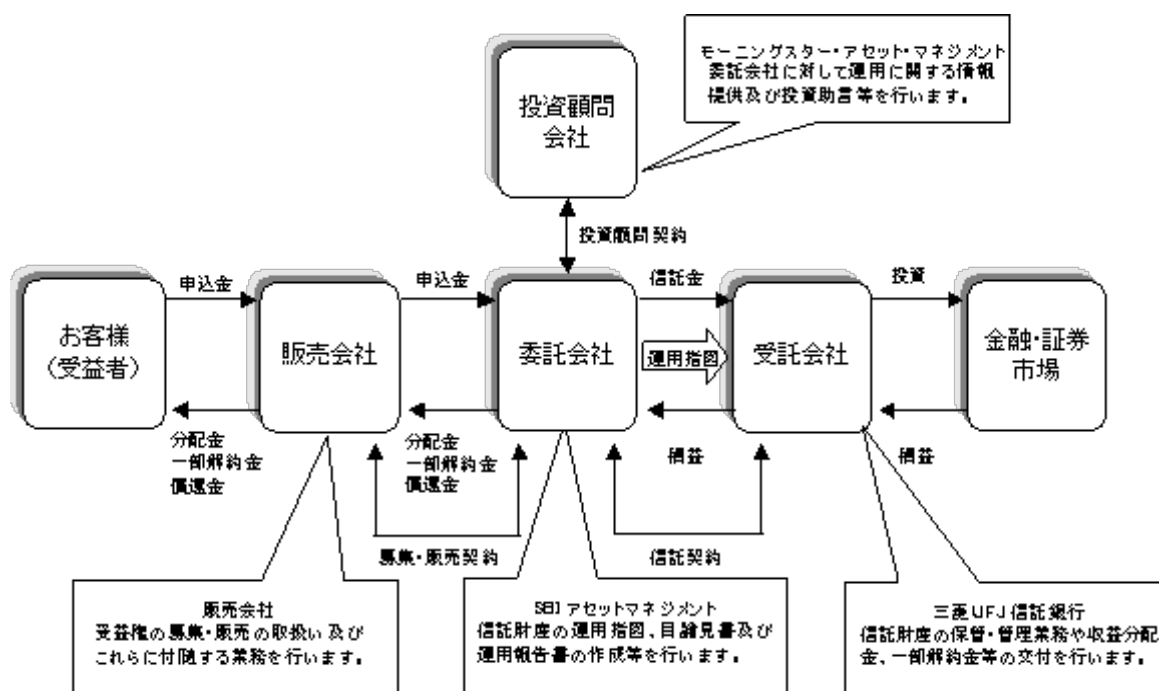
（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

本ファンドはファンドオブファンズ方式で運用されます。ファンドオブファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注)受託会社は、業務の一部を再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託しています。

委託会社の概況（平成24年12月14日現在）

（ ）資本金

4億20万円

（ ）沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。平成14年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成17年7月1日には、S B I アセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成18年8月2日には、委託会社の親会社（現S B I ホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社の子会社が、現S B I ホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、S B I グループの一員となりました。

平成24年10月12日には、委託会社の全株式をS B I グループの一員であるモーニングスター株式会社が、S B I ホールディングス株式会社より取得しました。

昭和61年 8月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
昭和62年 2月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
昭和62年 9月 9日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
平成12年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
平成13年 1月 4日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成14年 5月 1日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更
平成17年 7月 1日	S B I アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成19年 9月30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）

（ ）大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
モーニングスター株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

（各ファンド共通）

1．基本方針

ターゲット・イヤー を想定し、運用の時間経過とともに資産配分を変更することにより、投資信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

ターゲット・イヤーとは、個々人が想定するライフイベント（退職など）の時期を意味し、本ファンドにおける安定運用開始時期を指します。

2．運用方法

()投資対象

主としてETF（上場投資信託）及び投資信託証券への投資を通じて、国内株式、先進国株式、新興国株式、オルタナティブ資産（ヘッジファンド、コモディティ、リート（不動産投資信託））、日本債券及び世界の国債等、広範な各資産クラスへ分散投資します。

なお、投資対象とするETF（上場投資信託）及び投資信託証券は後述（2）投資対象の参考情報「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。なお、それらを個々にまたは総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

()投資態度

ターゲット・イヤー（安定運用開始時期）に向けて、安定資産の投資割合を高め、徐々に安定運用に移行します。

株式や債券等の伝統的資産と値動きが異なる、オルタナティブ資産もポートフォリオに組入れることで、信託財産の安定的な収益獲得をめざします。

2012年12月14日現在の投資対象ファンドの基本投資割合は、次の通りとします。

基本投資割合は各ファンド異なります。

ファンド名称	2015	2025	2035	2045	2055
ターゲット・イヤー	2015年	2025年	2035年	2045年	2055年
連動する投資対象	基本資産配分（％）				
日本の株価指数	4%	5%	6%	7%	9%
先進国の大型株式指数	3%	4%	6%	7%	11%
新興国の大型株式指数	9%	14%	19%	24%	37%
先進国・新興国の 小型株式指数	2%	4%	6%	8%	12%
新興国の債券指数	7%	9%	12%	15%	2%
先進国の債券指数	6%	7%	9%	10%	3%
日本の債券指数	55%	40%	21%	5%	1%
リート指数	4%	6%	8%	9%	10%
ヘッジファンド指数	5%	5%	5%	5%	5%
コモディティ指数	5%	6%	8%	10%	10%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

<ご参考 当初設定時の基本投資割合>

ファンド名称	2015	2025	2035	2045	2055
ターゲット・イヤー	2015年	2025年	2035年	2045年	2055年
連動する投資対象	基本資産配分（％）				
日本の株価指数	2%	3%	4%	5%	8%
先進国の大型株指数	4%	5%	6%	8%	11%
先進国の小型株指数	2%	2%	3%	3%	6%
新興国の大型株式指数	11%	17%	22%	27%	40%
新興国の小型株式指数	3%	4%	5%	7%	10%
新興国の債券指数	8%	11%	13%	16%	0%
先進国の債券指数	4%	5%	7%	8%	0%
日本の債券指数	51%	36%	19%	1%	0%
リート指数	5%	6%	8%	10%	10%
ヘッジファンド指数	5%	6%	8%	10%	10%
コモディティ指数	5%	5%	5%	5%	5%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

ターゲット・イヤーまでの残存期間が長いほど、値上がり益の獲得を重視した運用を行います。ター

ゲット・イヤーに接近するにしたがって、収益性資産（株式等）への投資割合を徐々に減らし、安定性資産（債券等）の比率を高めることでファンド全体のリスクを徐々に減らしていきます。

各ファンドのターゲット・イヤーの決算日の翌日を「安定運用開始時期」とし、それ以降は債券への投資割合を69%程度とし運用を行います。

市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、3ヶ月に1回基本投資割合へ戻す調整を行います。

基本投資割合の変更については、家計や市場の構造変化等を考慮して、原則として年に1回行います。

投資対象とする資産または投資スタイルについては、原則として5年に1回見直しを行います。

（2015年にターゲット・イヤーを迎える「セレブライフ・ストーリー2015」は除きます。）

当初設定時の投資対象ファンドが、その後投資対象から外れたり、投資対象として新たなETFまたは投資信託証券を組入れる場合があります。

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、実質的な運用は投資信託証券への投資を通じて行います。

本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

投資対象ファンドの合計組入比率を高位に維持することを原則とします。

外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行うことがあります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

なお、市況動向及び資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【投資対象】

（各ファンド共通）

投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ 金銭債権

ハ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

運用の指図範囲(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として別に定めるETF（上場投資信託）及び投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）

4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3. の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前記 の規定に関わらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 1. から 4. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔参考情報〕

投資対象ファンドの概要

投資対象ファンドは2012年12月14日現在において以下を想定しています。ただし、今後投資対象から外したり、新たなファンドを投資対象とする場合があります。また、将来の市場構造等の変化によっては、投資対象とする資産または投資スタイルを見直す場合があります。

国内株式

ファンド名称	TOPIX連動型上場投資信託
ファンドの目的	TOPIX(東証株価指数)に連動する投資成果を目指します。
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社

先進国株式（大型）

ファンド名称	iシェアーズ MSCI KOKUSAI（コクサイ）・インデックス・ファンド
ファンドの目的	MSCI KOKUSAI（コクサイ）・インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	BlackRock Inc

先進国株式（小型）

ファンド名称	バンガード・スモールキャップETF
ファンドの目的	MSCI USスモールキャップ1750インデックス ¹ に連動する投資成果を目指します。
委託会社	The Vanguard Group Inc

新興国株式（大型）

ファンド名称	バンガード・MSCI・エマージング・マーケットETF
ファンドの目的	MSCIエマージング・マーケット・インデックス ² に連動する投資成果を目指します。
委託会社	The Vanguard Group Inc

先進国・新興国株式（小型）

ファンド名称	バンガード・FTSE・オールワールド（除く米国）スモールキャップETF
ファンドの目的	FTSEグローバル・スモールキャップ（除く米国）インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	The Vanguard Group Inc

国内債券

ファンド名称	MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
ファンドの目的	NOMURA-BPI総合インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	三菱UFJ投信株式会社

先進国債券

ファンド名称	MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
ファンドの目的	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。
委託会社	三菱UFJ投信株式会社

新興国債券

ファンド名称	マーケット・ベクトル新興国債券（現地通貨建て）ETF
ファンドの目的	JPモルガン国債指数新興国市場グローバルコア・インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	Van Eck Global

ヘッジファンド

ファンド名称	IQ ヘッジ マルチストラテジー トラッカーETF
ファンドの目的	IQ ヘッジ マルチストラテジー インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	IndexIQ Advisors LLC

コモディティ

ファンド名称	iシェアーズ S&P GSCI コモディティ・インデックス・トラスト
ファンドの目的	S&P GSCI トータル・リターン指数に連動する投資成果を目指します。
委託会社	BlackRock Inc

コモディティ

ファンド名称	iシェアーズ・ゴールド・トラスト
ファンドの目的	金地金価格に連動する投資成果を目指します。
委託会社	BlackRock Inc

リート

ファンド名称	バンガード・リート・インデックスETF
ファンドの目的	MSCI US リート・インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	The Vanguard Group Inc

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、該当項目の内容が変更される場合があります。

1 バンガード社は連動する指数をCRSP US スモールキャップ・インデックスに移行する予定です。

2 バンガード社は連動する指数をFTSE エマージング・インデックスに移行する予定です。

(3) 【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト（5～7名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

投資基本方針の策定

運用部長のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（1～3名）及び運用部長（1名）をもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

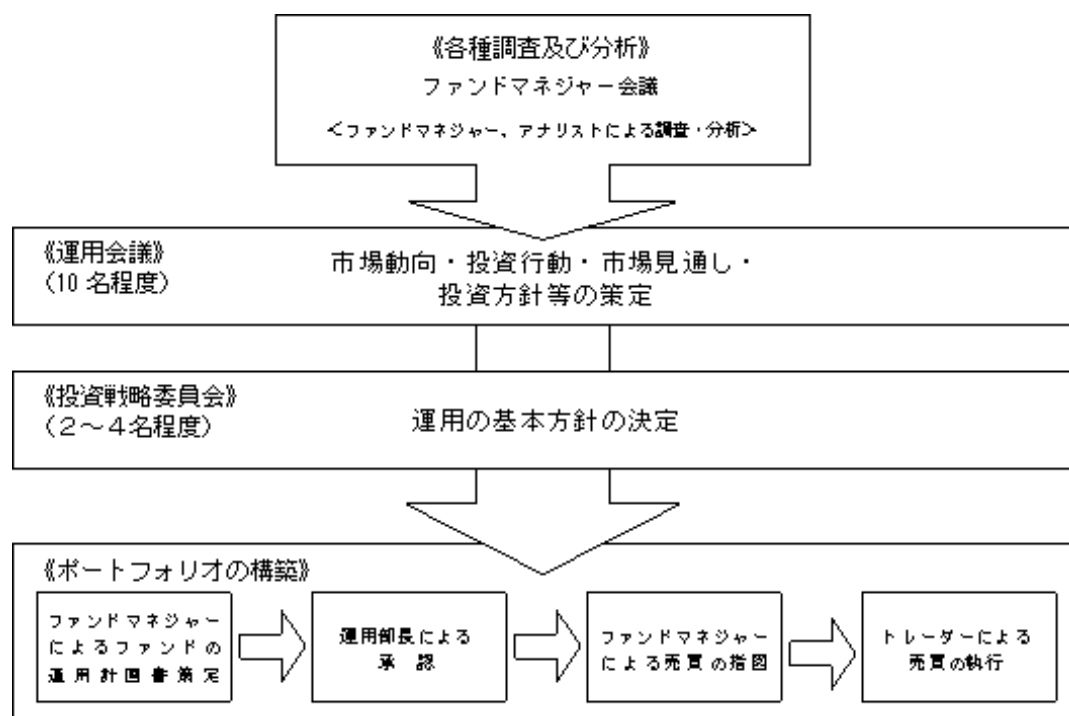
投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、運用部長の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（6名程度）、「組合投資委員会」（6名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



上記体制は、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回決算（毎年9月14日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）を行い、毎計算期末に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配に充当せず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- () 分配金、配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- () 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- () 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
- (注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

(5) 【投資制限】

(各ファンド共通)

本ファンドは、以下の投資制限にしています。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- () 投資対象ファンドへの投資割合には制限を設けません。
- () 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- () 株式への直接投資は行いません。

信託約款上のその他の投資制限

- () 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第20条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- () 外国為替予約取引の指図及び範囲(信託約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。(投信法第9条)

その他

- () 資金の借入れ(信託約款第27条)

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

本ファンドは、主として投資信託証券（投資対象ファンド）への投資を通じて、株式・債券・オルタナティブ資産（ヘッジファンド、コモディティ、リート（不動産投資信託））など値動きのある金融商品等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替変動リスクもあります。したがって、本ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

本ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

・ 資産配分リスク

資産配分リスクとは、複数資産への投資（資産配分）を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。本ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じてわが国及び海外の株式・債券・オルタナティブ資産（ヘッジファンド・コモディティ、リート（不動産投資信託））・短期金融商品に資産配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合には、本ファンドの基準価額はより大きく影響を受け損失を被ることがあります。

・ 株価変動リスク

一般に株価は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、投資対象ファンドが組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

・ 為替変動リスク

為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

・ 債券価格変動リスク

債券（公社債等）は、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して価格が変動します。また、債券価格は金利変動による影響を受け、一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。これらの影響により債券の価格が変動した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

・ リート（不動産投資信託）の価格変動リスク

一般にリート（不動産投資信託）が投資対象とする不動産の価値及び当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動します。リート（不動産投資信託）の価格及び分配金がその影響を受け下落した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

・ ヘッジファンドに投資するリスク

本ファンドが投資対象とする「IQ ヘッジ マルチストラテジー トラッカーETF」は「IQ ヘッジ マルチストラテジー インデックス」をベンチマークとして値動きするため、当該インデックスのヘッジファンドマネージャーが採用する戦略等の影響を受けます。これらによって、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

・ コモディティ投資リスク

一般にコモディティ価格は商品の需給や金利変動、天候、景気、農業生産、政治・経済情勢及び政策等の影響を受け変動します。これらにより、本ファンドの基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

・ カントリーリスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が高いこと、決済の効率性が低いことなどから、当

該リスクが高くなります。

・ 信用リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

・ 流動性リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

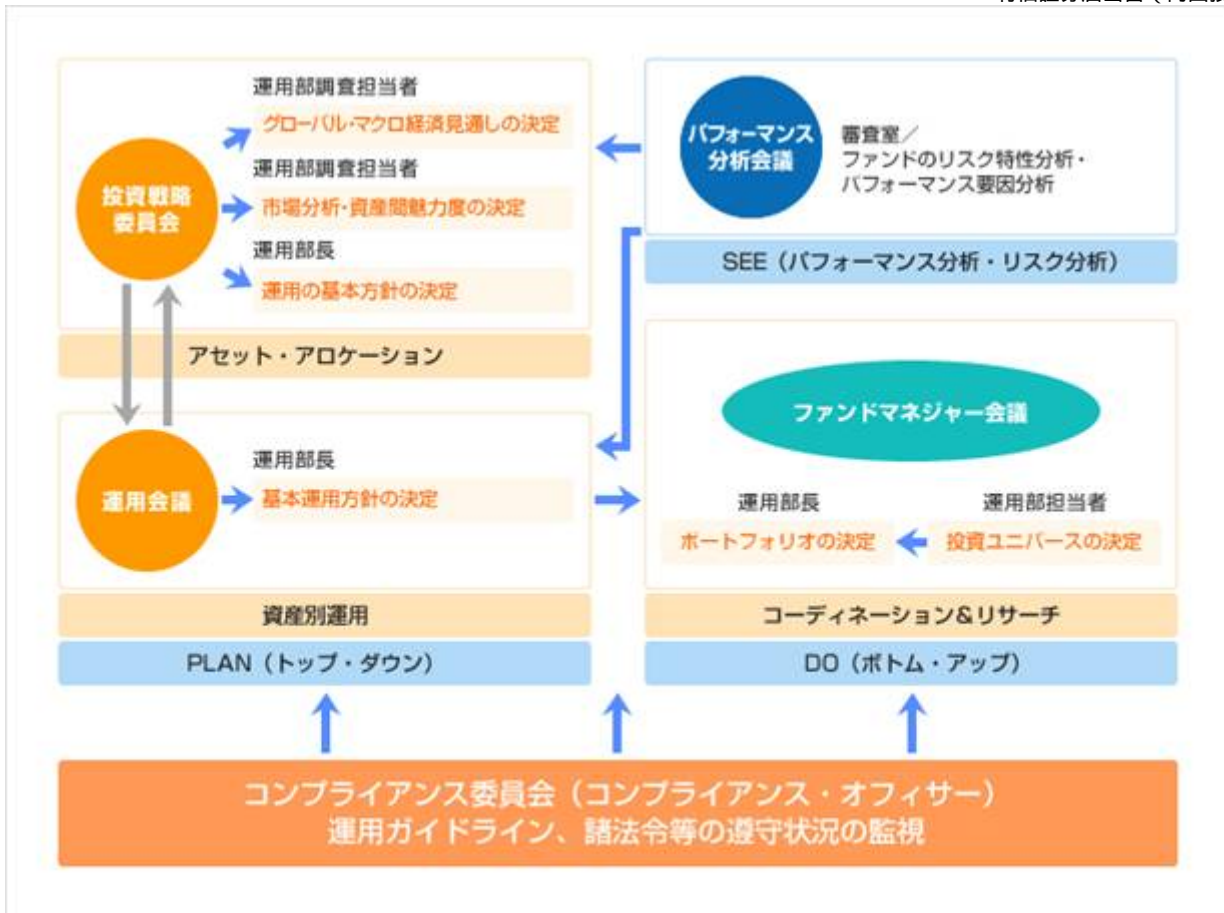
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

《リスク管理体制》

運用に関するリスク管理体制

運用部長による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤役員、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 運用の基本方針 市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 市場動向 今月の投資行動 市場見通し 今後の投資方針、等 についての情報交換、議論を行う。
パフォーマンス 分析会議	原則月1回	常勤役員、審査室長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構 成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及 び監視を行う。
ファンドマネジャー 会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について 議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプ ライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及 びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。

コンプライアンス 委員会	原則月1回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。
-----------------	-------	---

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

通常のお申込み

お申込金額の3.15%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。なお、下記に記載の照会先においてもご確認ください。なお、お申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/

確定拠出年金制度に基づくお申込み

申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に対し0.3%）が差引かれます。

(3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う各本ファンドに関する業務の対価として支払われる信託報酬の総額は、信託財産の計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.462%（税抜：年0.44%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社及び各販売会社間の配分については、各販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められる以下の金額とします。

	2015	2025	2035	2045	2055
運用管理費用（信託報酬）		年0.462%	（税抜：年0.44%）		
内訳	委託会社	年0.21%	（税抜：年0.2%）		
	販売会社	年0.21%	（税抜：年0.2%）		
	受託会社	年0.042%	（税抜：年0.04%）		
各ファンドの投資対象ファンドの 信託報酬 ¹	0.22%	0.24%	0.26%	0.28%	0.25%
実質的な負担（概算値） ²	0.682%	0.702%	0.722%	0.742%	0.712%

¹ 基本投資割合で運用された場合の信託報酬率（年）であり、実際の信託報酬率とは異なる場合

があります。

- 2 各ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率（年）になります。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税相当額は計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用、保管費用等本ファンドの投信に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等が信託財産から差引かれます。なお、その他の費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益（個別元本超過額）については、所得税及び地方税は非課税となっております。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の場合の収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は平成24年12月14日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20%（所得税15%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。

ただし、平成25年1月1日から25年間は基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は以下の通りです。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%及び地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%及び地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）

ロ．解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。

ただし、平成25年1月1日から25年間は基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。
期間ごとの税率は上記イの表と同じです。

法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。

ただし、平成25年1月1日から25年間は基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

また、原則として、益金不算入制度の適用はありません。

期間ごとの税率は以下の通りです。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%及び復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）

<注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（セレクトライフ・ストーリー2015）

(1)【投資状況】

（平成24年10月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	66,520,046	60.11
	アメリカ	36,990,493	33.42
	アイルランド	5,495,329	4.97
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,665,210	1.50
合計（純資産総額）	-	110,671,078	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成24年10月31日現在）

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価(円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	MUAM 日本債券イン デックスファンド (適格機関投資家限 定)	51,179,105	1.1191	57,274,536	1.1224	57,443,427	51.90
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD MSCI EMERGING MARKETS ETF	3,461	3,403.87	11,780,800	3,309.87	11,455,470	10.35
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES JPMORGAN USD EMERGING MARKETS BOND FUND	819	9,599.02	7,861,605	9,711.35	7,953,596	7.19
日本	投資信託 受益証券	MUAM 外国債券イン デックスファンド (適格機関投資家限 定)	6,294,733	0.8786	5,530,552	0.9058	5,701,769	5.15
アメリカ	投資信託 受益証券	IQ HEDGE MULTI-STRATEGY TRACKER ETF	2,492	2,244.81	5,594,088	2,244.81	5,594,088	5.05
アイル ランド	投資信託 受益証券	ISHARES FTSE EPRA/NAREIT DEVELOPED MARKETS PROPERTY YIELD FUND	3,254	1,721.45	5,601,606	1,688.79	5,495,329	4.97
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES S&P GSCI COMMODITY-INDEXED TRUST	2,035	2,782.52	5,662,435	2,592.93	5,276,618	4.77
日本	投資信託 受益証券	TOPIX運動型上場 投資信託	4,470	762	3,406,140	755	3,374,850	3.05
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES MSCI KOKUSAI INDEX FUND	1,012	3,383.95	3,424,564	3,305.09	3,344,754	3.02
アメリカ	投資信託 受益証券	SPDR S&P EMERGING MARKETS SMALL CAP ETF	648	3,567.97	2,312,045	3,460.42	2,242,358	2.03
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES MSCI EAFE SMALL CAP INDEX FUND	186	3,133.02	582,743	3,117.09	579,779	0.52
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD SMALL-CAP ETF	87	6,536.09	568,640	6,250.91	543,830	0.49

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

（平成24年10月31日現在）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.50
合計	98.50

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（平成24年10月31日現在）

資産の種類	売買	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	売建	米ドル	136,000.00	10,550,880	10,826,960	9.78

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年10月31日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)	1万口あたり純資産額 (円)
第1計算期間末 平成24年 9月14日	124,091,137	10,286
平成24年 1月末日	46,882,182	9,991
平成24年 2月末日	92,357,779	10,409
平成24年 3月末日	132,174,841	10,391
平成24年 4月末日	150,426,804	10,335
平成24年 5月末日	149,882,603	9,902
平成24年 6月末日	151,410,495	9,956
平成24年 7月末日	138,026,992	10,128
平成24年 8月末日	125,658,112	10,156
平成24年 9月末日	118,581,706	10,256
平成24年10月末日	110,671,078	10,303

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

決 算 期	1万口あたりの分配金（円）
第1計算期間 自 平成24年 1月23日 至 平成24年 9月14日	0

【収益率の推移】

期 間	収益率（%）
第1計算期間 自 平成24年 1月23日 至 平成24年 9月14日	2.86

収益率は以下の数式により算出しております。

収益率（%）= {（計算期間末の基準価額 - 前計算期間末の基準価額） / 前計算期間末の基準価額} × 100

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

期 間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日	160,531,872	39,891,085	120,640,787

(注) 本邦外における販売、解約の実績はありません。

第1計算期間の設定数量には当初設定数量46,822,349口を含みます。

（セレブライフ・ストーリー2025）

(1) 投資状況

（平成24年10月31日現在）

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	56,973,363	46.18
	アメリカ	55,695,974	45.14
	アイルランド	7,298,959	5.92
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,403,111	2.76
合計（純資産総額）	-	123,371,407	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成24年10月31日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価(円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	MUAM 日本債券イン デックスファンド (適格機関投資家限 定)	39,667,830	1.1191	44,393,577	1.1224	44,523,172	36.09
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD MSCI EMERGING MARKETS ETF	5,739	3,403.87	19,534,820	3,309.87	18,995,361	15.40
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES JPMORGAN USD EMERGING MARKETS BOND FUND	1,282	9,599.82	12,306,977	9,711.35	12,449,951	10.09
日本	投資信託 受益証券	MUAM 外国債券イン デックスファンド (適格機関投資家限 定)	8,218,747	0.8789	7,224,171	0.9058	7,444,541	6.03
アメリカ	投資信託 受益証券	IQ HEDGE MULTI-STRATEGY TRACKER ETF	3,276	2,244.81	7,354,026	2,244.81	7,354,026	5.96
アイル ランド	投資信託 受益証券	ISHARES FTSE EPRA/NAREIT DEVELOPED MARKETS PROPERTY YIELD FUND	4,322	1,721.45	7,440,118	1,688.79	7,298,959	5.92
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES S&P GSCI COMMODITY-INDEXED TRUST	2,219	2,777.74	6,163,814	2,592.93	5,753,718	4.66
日本	投資信託 受益証券	T O P I X 連動型上場 投資信託	6,630	762	5,052,921	755	5,005,650	4.06
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES MSCI KOKUSAI INDEX FUND	1,485	3,383.95	5,025,175	3,305.09	4,908,063	3.98
アメリカ	投資信託 受益証券	SPDR S&P EMERGING MARKETS SMALL CAP ETF	1,082	3,567.97	3,860,545	3,460.42	3,744,185	3.03
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES MSCI EAFE SMALL CAP INDEX FUND	412	3,133.02	1,290,807	3,117.09	1,284,243	1.04
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD SMALL-CAP ETF	193	6,536.09	1,261,467	6,250.91	1,206,427	0.98

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(平成24年10月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.24
合計	97.24

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成24年10月31日現在)

資産の種類	売買	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	売建	米ドル	166,000.00	12,878,280	13,215,260	10.71

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成24年10月31日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額 (円)	1万口あたり純資産額 (円)
第1計算期間末 平成24年 9月14日	124,627,714	10,370
平成24年 1月末日	34,949,989	9,981
平成24年 2月末日	62,614,503	10,573
平成24年 3月末日	108,678,064	10,541
平成24年 4月末日	110,579,800	10,469
平成24年 5月末日	108,387,977	9,873
平成24年 6月末日	114,050,925	9,958
平成24年 7月末日	118,009,883	10,158
平成24年 8月末日	119,729,952	10,197
平成24年 9月末日	121,629,483	10,325
平成24年10月末日	123,371,407	10,401

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

分配の推移

決算期	1万口あたりの分配金(円)
第1計算期間 自 平成24年 1月23日 至 平成24年 9月14日	0

収益率の推移

期間	収益率(%)
第1計算期間 自 平成24年 1月23日 至 平成24年 9月14日	3.70

収益率は以下の数式により算出しております。

収益率(%) = { (計算期間末の基準価額 - 前計算期間末の基準価額) / 前計算期間末の基準価額 } × 100

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末(設定時)の基準価額を10,000円として計算しております。

(4) 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間 自 平成24年 1月23日 至 平成24年 9月14日	140,179,549	20,000,707	120,178,842

(注) 本邦外における販売、解約の実績はありません。

第1計算期間の設定数量には当初設定数量34,509,044口を含みます。

(セレブライフ・ストーリー-2035)

(1) 投資状況

(平成24年10月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	アメリカ	66,628,500	58.12
	日本	34,451,983	30.05
	アイルランド	8,876,290	7.74
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	4,673,085	4.08
合計(純資産総額)	-	114,629,858	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成24年10月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価(円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD MSCI EMERGING MARKETS ETF	6,965	3,399.52	23,677,682	3,309.87	23,053,265	20.11
日本	投資信託 受益証券	MUAM 日本債券イン デックスファンド (適格機関投資家限 定)	17,575,486	1.1193	19,672,420	1.1224	19,726,725	17.21

アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES JPMORGAN USD EMERGING MARKETS BOND FUND	1,517	9,606.22	14,572,645	9,711.35	14,732,118	12.85
日本	投資信託 受益証券	MUAM 外国債券イン デックスファンド (適格機関投資家限 定)	9,971,913	0.8794	8,769,569	0.9058	9,032,558	7.88
アメリカ	投資信託 受益証券	IQ HEDGE MULTI-STRATEGY TRACKER ETF	3,980	2,245.19	8,935,875	2,244.81	8,934,378	7.79
アイル ランド	投資信託 受益証券	ISHARES FTSE EPRA/NAREIT DEVELOPED MARKETS PROPERTY YIELD FUND	5,256	1,720.60	9,043,481	1,688.79	8,876,290	7.74
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES MSCI KOKUSAI INDEX FUND	2,030	3,382.53	6,866,544	3,305.09	6,709,339	5.85
日本	投資信託 受益証券	TOPIX 連動型 上場 投資信託	7,540	760	5,737,491	755	5,692,700	4.97
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES S&P GSCI COMMODITY-INDEXED TRUST	2,025	2,776.82	5,623,067	2,592.93	5,250,689	4.58
アメリカ	投資信託 受益証券	SPDR S&P EMERGING MARKETS SMALL CAP ETF	1,313	3,566.16	4,682,369	3,460.43	4,543,545	3.96
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES MSCI EAFE SMALL CAP INDEX FUND	563	3,130.58	1,762,522	3,117.09	1,754,924	1.53
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD SMALL-CAP ETF	264	6,525.58	1,722,754	6,250.91	1,650,242	1.44

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(平成24年10月31日現在)

種 類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	95.92
合 計	95.92

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成24年10月31日現在)

資産の種類	売買	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	売建	米ドル	180,000.00	13,972,161	14,329,800	12.50

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成24年10月31日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)	1万口あたり純資産額 (円)
第1計算期間末 平成24年 9月14日	108,437,213	10,375
平成24年 1月末日	22,957,101	9,970
平成24年 2月末日	51,726,742	10,665
平成24年 3月末日	74,030,332	10,648
平成24年 4月末日	97,148,485	10,511
平成24年 5月末日	96,447,589	9,746
平成24年 6月末日	102,271,225	9,863
平成24年 7月末日	107,605,250	10,100
平成24年 8月末日	103,454,233	10,150
平成24年 9月末日	109,634,166	10,320
平成24年10月末日	114,629,858	10,423

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

分配の推移

決算期	1万口あたりの分配金（円）
第1計算期間 自 平成24年 1月23日 至 平成24年 9月14日	0

収益率の推移

期間	収益率（％）
第1計算期間 自 平成24年 1月23日 至 平成24年 9月14日	3.75

収益率は以下の数式により算出しております。

収益率（％）＝{（計算期間末の基準価額－前計算期間末の基準価額）／前計算期間末の基準価額}×100

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

(4) 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

期間	設定数量 （口）	解約数量 （口）	発行済み数量 （口）
第1計算期間 自 平成24年 1月23日 至 平成24年 9月14日	121,304,376	16,790,864	104,513,512

（注）本邦外における販売、解約の実績はありません。

第1計算期間の設定数量には当初設定数量22,288,803口を含みます。

（セレブライフ・ストーリー2045）

(1) 投資状況

（平成24年10月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	アメリカ	46,399,495	67.65
	日本	11,142,992	16.25
	アイルランド	6,368,434	9.29
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,676,595	6.82
合計（純資産総額）	-	68,587,516	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（平成24年10月31日現在）

国/地域	種類	銘柄名	数量 （口数）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価（円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD MSCI EMERGING MARKETS ETF	5,017	3,403.87	17,077,224	3,309.87	16,605,632	24.21
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES JPMORGAN USD EMERGING MARKETS BOND FUND	1,015	9,599.02	9,743,015	9,711.34	9,857,020	14.37
アメリカ	投資信託 受益証券	IQ HEDGE MULTI-STRATEGY TRACKER ETF	2,889	2,244.81	6,485,281	2,244.81	6,485,281	9.46
アイル ランド	投資信託 受益証券	ISHARES FTSE EPRA/NAREIT DEVELOPED MARKETS PROPERTY YIELD FUND	3,771	1,721.45	6,491,597	1,688.79	6,368,434	9.29
日本	投資信託 受益証券	MUAM 外国債券イン デックスファンド （適格機関投資家限 定）	6,562,411	0.8786	5,765,734	0.9058	5,944,231	8.67
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES MSCI KOKUSAI INDEX FUND	1,369	3,383.95	4,632,636	3,305.09	4,524,672	6.60
日本	投資信託 受益証券	TOPIX 連動型上場 投資信託	5,190	762	3,954,780	755	3,918,450	5.71
アメリカ	投資信託 受益証券	SPDR S&P EMERGING MARKETS SMALL CAP ETF	1,130	3,567.97	4,031,807	3,460.43	3,910,286	5.70

アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES S&P GSCI COMMODITY-INDEXED TRUST	1,180	2,782.52	3,283,378	2,592.93	3,059,660	4.46
日本	投資信託 受益証券	MUAM 日本債券イン デックスファンド (適格機関投資家限 定)	1,140,691	1.1191	1,276,547	1.1224	1,280,311	1.87
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES MSCI EAFE SMALL CAP INDEX FUND	325	3,133.02	1,018,234	3,117.09	1,013,056	1.48
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD SMALL-CAP ETF	151	6,536.09	986,951	6,250.91	943,888	1.38

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(平成24年10月31日現在)

種 類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	93.18
合 計	93.18

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成24年10月31日現在)

資産の種類	売買	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	売建	米ドル	121,000.00	9,387,180	9,632,810	14.04

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成24年10月31日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)	1万口あたり純資産額 (円)
第1計算期間末 平成24年 9月14日	75,514,204	10,405
平成24年 1月末日	14,074,068	9,958
平成24年 2月末日	35,581,138	10,789
平成24年 3月末日	72,425,759	10,765
平成24年 4月末日	81,486,349	10,611
平成24年 5月末日	74,825,023	9,673
平成24年 6月末日	77,985,008	9,807
平成24年 7月末日	77,474,414	10,075
平成24年 8月末日	71,277,392	10,133
平成24年 9月末日	65,638,548	10,331
平成24年10月末日	68,587,516	10,459

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

分配の推移

決 算 期	1万口あたりの分配金 (円)
第1計算期間 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日	0

収益率の推移

期 間	収益率 (%)
第1計算期間 自 平成24年 1月23日 至 平成24年 9月14日	4.05

収益率は以下の数式により算出しております。

収益率 (%) = { (計算期間末の基準価額 - 前計算期間末の基準価額) / 前計算期間末の基準価額 } × 100

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末(設定時)の基準価額を10,000円として計算しております。

(4) 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

期 間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間 自 平成24年 1月23日 至 平成24年 9月14日	99,795,936	27,221,761	72,574,175

(注) 本邦外における販売、解約の実績はありません。

第1計算期間の設定数量には当初設定数量14,062,347口を含みます。

(セレクトライフ・ストーリー2055)

(1) 投資状況

(平成24年10月31日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	アメリカ	71,603,075	78.03
	日本	8,986,748	9.79
	アイルランド	8,788,473	9.58
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,384,215	2.60
合計（純資産総額）	-	91,762,511	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成24年10月31日現在)

国/ 地域	種 類	銘 柄 名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD MSCI EMERGING MARKETS ETF	10,331	3,403.87	35,165,399	3,309.87	34,194,297	37.26
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES MSCI KOKUSAI INDEX FUND	2,977	3,383.95	10,074,039	3,305.09	9,839,263	10.72
アメリカ	投資信託 受益証券	IQ HEDGE MULTI-STRATEGY TRACKER ETF	4,009	2,244.81	8,999,478	2,244.81	8,999,478	9.81
アイル ランド	投資信託 受益証券	ISHARES FTSE EPRA/NAREIT DEVELOPED MARKETS PROPERTY YIELD FUND	5,204	1,721.45	8,958,439	1,688.79	8,788,473	9.58
アメリカ	投資信託 受益証券	SPDR S&P EMERGING MARKETS SMALL CAP ETF	2,329	3,567.97	8,309,805	3,460.43	8,059,342	8.78
日本	投資信託 受益証券	T O P I X 連動型上場 投資信託	9,490	762	7,231,380	755	7,164,950	7.81
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES S&P GSCI COMMODITY-INDEXED TRUST	1,616	2,782.52	4,496,558	2,592.93	4,190,179	4.57
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES MSCI EAFE SMALL CAP INDEX FUND	743	3,133.02	2,327,839	3,117.09	2,316,002	2.52
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD SMALL-CAP ETF	347	6,536.10	2,268,027	6,250.91	2,169,069	2.36
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES JPMORGAN USD EMERGING MARKETS BOND FUND	189	9,599.02	1,814,216	9,711.34	1,835,445	2.00
日本	投資信託 受益証券	MUAM 外国債券イン デックスファンド (適格機関投資家限 定)	2,011,259	0.8786	1,767,092	0.9058	1,821,798	1.99

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(平成24年10月31日現在)

種 類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.40
合 計	97.40

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成24年10月31日現在)

資産の種類	売買	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	売建	米ドル	165,000.00	12,800,700	13,135,650	14.31

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成24年10月31日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)	1万口あたり純資産額 (円)
第1計算期間末 平成24年 9月14日	103,623,671	10,248
平成24年 1月末日	12,623,657	9,940
平成24年 2月末日	56,608,006	10,857
平成24年 3月末日	107,307,519	10,772
平成24年 4月末日	130,861,839	10,555
平成24年 5月末日	112,517,844	9,417
平成24年 6月末日	113,181,852	9,543
平成24年 7月末日	117,964,264	9,827
平成24年 8月末日	102,708,109	9,858
平成24年 9月末日	100,147,704	10,155
平成24年10月末日	91,762,511	10,236

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

分配の推移

決 算 期	1万口あたりの分配金（円）
第1計算期間 自 平成24年 1月23日 至 平成24年 9月14日	0

収益率の推移

期 間	収益率（%）
第1計算期間 自 平成24年 1月23日 至 平成24年 9月14日	2.48

収益率は以下の数式により算出しております。

収益率（%）= {（計算期間末の基準価額 - 前計算期間末の基準価額） / 前計算期間末の基準価額} × 100

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

(4) 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

期 間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間 自 平成24年 1月23日 至 平成24年 9月14日	137,374,721	36,256,588	101,118,133

(注) 本邦外における販売、解約の実績はありません。

第1計算期間の設定数量には当初設定数量12,560,887口を含みます。

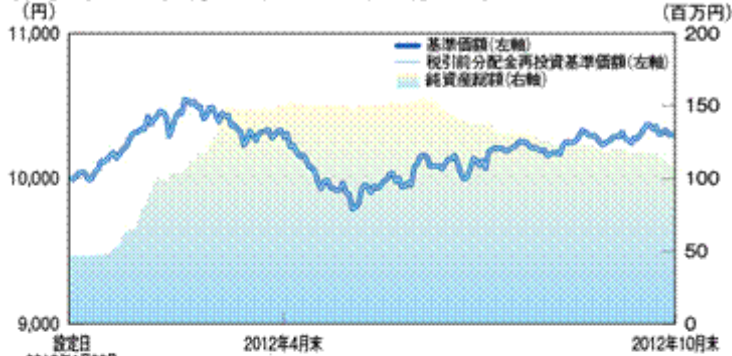
(参考情報)

運用実績 〈セレブライフ・ストーリー2015〉

基準価額・純資産の推移

(基準日:2012年10月31日)

(設定日(2012年1月23日)~2012年10月31日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口あたりの値です。

基準価額(1万口あたり)	10,303円
純資産総額	110百万円

分配の推移(1万口あたり、税引前)

決算期	金額
第1期(2012年9月14日)	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。

〈構成比率〉

投資信託証券	98.50%
為替ヘッジ評価損益	-0.25%
現金等	1.75%
合計	100.00%

〈為替ヘッジ比率〉 9.53%

〈組入銘柄〉

	投資信託証券の名称	比率	投資対象資産	通貨
1	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	51.90%	国内債券	円
2	バンガードMSCIエマージングマーケットETF	10.35%	新興国大型株式	米ドル
3	iシェアーズ JPモルガン・ドル建てエマージングマーケット債券ファンド	7.19%	新興国債券	米ドル
4	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	5.15%	先進国債券	円
5	IQ ヘッジ マルチストラテジートラックERETF	5.05%	ヘッジファンド	米ドル ★
6	iシェアーズ FTSE EPRA/NAREIT ディベロップド マーケッツ プロパティールドファンド	4.97%	リート	米ドル
7	iシェアーズ S&P GSCIコモディティインデックス・トラスト	4.77%	コモディティ	米ドル ★
8	TOPIX運動型上場投資信託	3.05%	国内株式	円
9	iシェアーズ MSCI KOKUSAI(コクサイ)インデックス・ファンド	3.02%	先進国大型株式	米ドル
10	SPDR S&P エマージング マーケッツ スモールキャップETF	2.03%	新興国小型株式	米ドル
11	iシェアーズ MSCI EAFE スモールキャップ・インデックス・ファンド	0.52%	先進国小型株式	米ドル
12	バンガードスモールキャップETF	0.49%	先進国小型株式	米ドル

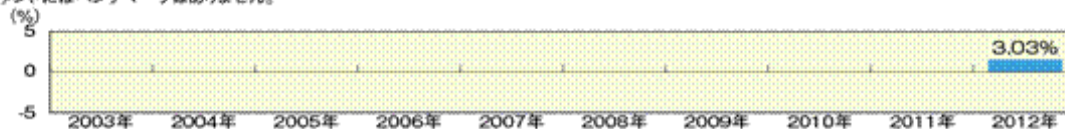
★ヘッジファンドとコモディティを投資対象としているETFに対し、為替ヘッジを高位に行います。

※各比率の合計が四捨五入の関係で一致しないことがあります。

※基準日(2012年10月31日時点)の状況です。直近の基本投資割合及び投資対象ファンドは第二節 第1、1、(1)①ファンドの特色に記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※2012年は設定日2012年1月23日(10,000円)から10月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

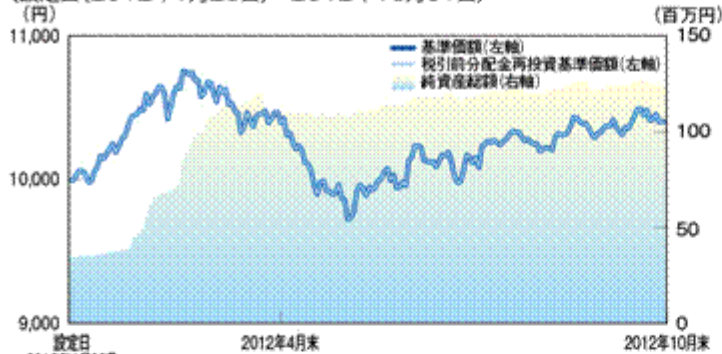
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

運用実績 〈セレブライフ・ストーリー2025〉

基準価額・純資産の推移

(基準日:2012年10月31日)

(設定日(2012年1月23日)~2012年10月31日)



基準価額(1万口あたり)	10,401円
純資産総額	123百万円

分配の推移(1万口あたり、税引前)

決算期	金額
第1期(2012年9月14日)	0円
設定来累計	0円

※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口あたりの値です。

主要な資産の状況

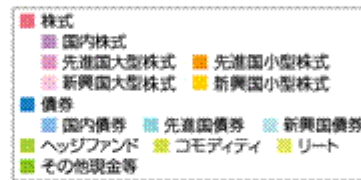
※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。

〈構成比率〉

投資信託証券	97.24%
為替ヘッジ評価損益	-0.27%
現金等	3.03%
合計	100.00%

〈為替ヘッジ比率〉 10.44%

〈資産別投資比率〉



※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

〈組入銘柄〉

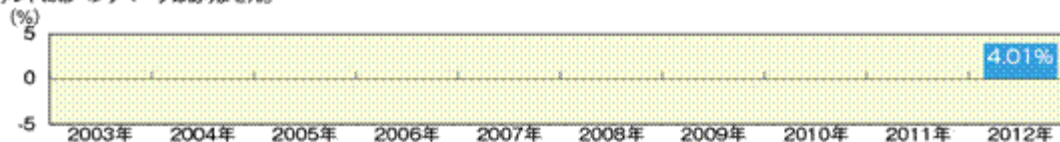
投資信託証券の名称	比率	投資対象資産	通貨
1 MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	36.09%	国内債券	円
2 バンガードMSCIエマーシング・マーケットETF	15.40%	新興国大型株式	米ドル
3 シェアーズ JPモルガンビル建てエマーシング・マーケット債券ファンド	10.09%	新興国債券	米ドル
4 MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	6.03%	先進国債券	円
5 IQ ヘッジ マルチストラテジートラッカーETF	5.96%	ヘッジファンド	米ドル ★
6 シェアーズ FTSE EPRA/NAREIT ディベロップド マーケッツ プロ/ティールドファンド	5.92%	リート	米ドル
7 シェアーズ S&P GSCIコモディティ・インデックス・トラスト	4.66%	コモディティ	米ドル ★
8 TOPIX連動型上場投資信託	4.06%	国内株式	円
9 シェアーズ MSCI KOKUSAI(コクサイ)・インデックス・ファンド	3.98%	先進国大型株式	米ドル
10 SPDR S&P エマーシング マーケッツ スモールキャップETF	3.03%	新興国小型株式	米ドル
11 シェアーズ MSCI EAFE スモールキャップ・インデックス・ファンド	1.04%	先進国小型株式	米ドル
12 バンガードスモールキャップETF	0.98%	先進国小型株式	米ドル

★ヘッジファンドとコモディティを投資対象としているETFに対し、為替ヘッジを高位に行います。
※各比率の合計が四捨五入の関係で一致しないことがあります。

※基準日(2012年10月31日時点)の状況です。直近の基本投資割合及び投資対象ファンドは第二節 第1.1.(1)③ファンドの特色に記述しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※2012年は設定日2012年1月23日(10,000円)から10月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

運用実績 (セレブライフ・ストーリー2035)

基準価額・純資産の推移

(基準日:2012年10月31日)

(設定日(2012年1月23日)~2012年10月31日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口あたりの値です。

基準価額(1万口あたり) 10,423円

純資産総額 114百万円

分配の推移(1万口あたり、税引前)

決算期	金額
第1期(2012年9月14日)	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。

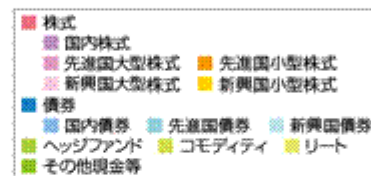
《資産別投資比率》

《構成比率》

投資信託証券	95.92%
為替ヘッジ評価損益	-0.31%
現金等	4.39%
合計	100.00%

《為替ヘッジ比率》 12.19%

《組入銘柄》



※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

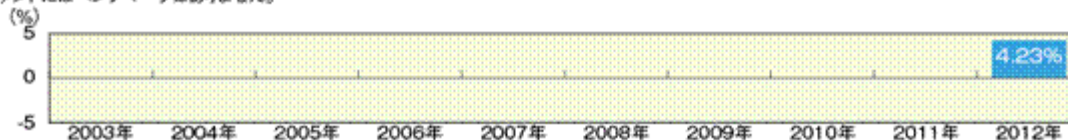
	投資信託証券の名称	比率	投資対象資産	通貨
1	バンガード・MSCI・エマージング・マーケットETF	20.11%	新興国大型株式	米ドル
2	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	17.21%	国内債券	円
3	iシェアーズ JPモルガン・ドブ建てエマージング・マーケット債券ファンド	12.85%	新興国債券	米ドル
4	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	7.88%	先進国債券	円
5	IQ ヘッジ マルチストラテジートラッカーETF	7.79%	ヘッジファンド	米ドル ★
6	iシェアーズ FTSE EPRA/NAREIT ディベロップ マーケッツ プロパティールドファンド	7.74%	リート	米ドル
7	iシェアーズ MSCI KOKUSAI(コクサイ)・インデックス・ファンド	5.85%	先進国大型株式	米ドル
8	TOPIX運動型上場投資信託	4.97%	国内株式	円
9	iシェアーズ S&P GSCIコモディティ・インデックス・トラスト	4.58%	コモディティ	米ドル ★
10	SPDR S&P エマージング マーケッツ スモールキャップETF	3.96%	新興国小型株式	米ドル
11	iシェアーズ MSCI EAFE スモールキャップ・インデックス・ファンド	1.53%	先進国小型株式	米ドル
12	バンガード・スモールキャップETF	1.44%	先進国小型株式	米ドル

★ヘッジファンドとコモディティを投資対象としているETFに対し、為替ヘッジを高位に行います。
※各比率の合計が四捨五入の関係で一致しないことがあります。

※基準日(2012年10月31日時点)の状況です。直近の基本投資割合及び投資対象ファンドは第二節 第1、1、(1)③ファンドの特色に記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。
※2012年は設定日2012年1月23日(10,000円)から10月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

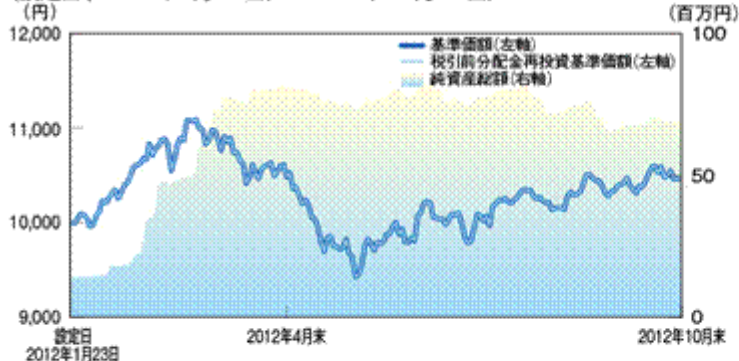
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

運用実績 〈セレブライフ・ストーリー2045〉

基準価額・純資産の推移

(基準日:2012年10月31日)

(設定日(2012年1月23日)~2012年10月31日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口あたりの値です。

基準価額(1万口あたり)	10,459円
純資産総額	68百万円

分配の推移(1万口あたり、税引前)

決算期	金額
第1期(2012年9月14日)	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。

〈構成比率〉

投資信託証券	93.18%
為替ヘッジ評価損益	-0.36%
現金等	7.18%
合計	100.00%

〈為替ヘッジ比率〉 13.69%

〈組入銘柄〉

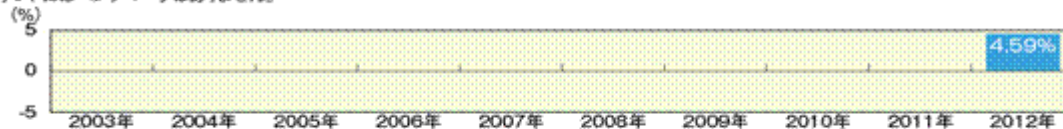
	投資信託証券の名称	比率	投資対象資産	通貨
1	バンガード・MSCI・エマージング・マーケットETF	24.21%	新興国大型株式	米ドル
2	iシェアーズ JPモルガンドル建てエマージング・マーケット債券ファンド	14.37%	新興国債券	米ドル
3	IQ ヘッジ マルチストラテジートラッカーETF	9.46%	ヘッジファンド	米ドル ★
4	iシェアーズ FTSE EPRA/NAREIT ディベロップド マーケッツ プロ/ティールドファンド	9.29%	リート	米ドル
5	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	8.67%	先進国債券	円
6	iシェアーズ MSCI KOKUSAI(コクサイ)・インデックス・ファンド	6.60%	先進国大型株式	米ドル
7	TOPIX運動型上場投資信託	5.71%	国内株式	円
8	SPDR S&P エマージング マーケッツ スモールキャップETF	5.70%	新興国小型株式	米ドル
9	iシェアーズ S&P GSCIコモディティ・インデックス・トラスト	4.46%	コモディティ	米ドル ★
10	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	1.87%	国内債券	円
11	iシェアーズ MSCI EAFE スモールキャップ・インデックス・ファンド	1.48%	先進国小型株式	米ドル
12	バンガード・スモールキャップETF	1.38%	先進国小型株式	米ドル

★ヘッジファンドとコモディティを投資対象としているETFに対し、為替ヘッジを高位に行います。
※各比率の合計が四捨五入の関係で一致しないことがあります。

※基準日(2012年10月31日時点)の状況です。直近の基本投資割合及び投資対象ファンドは第二節 第1、1、(1)③ファンドの特色に記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。
※2012年は設定日2012年1月23日(10,000円)から10月末までの騰落率です。

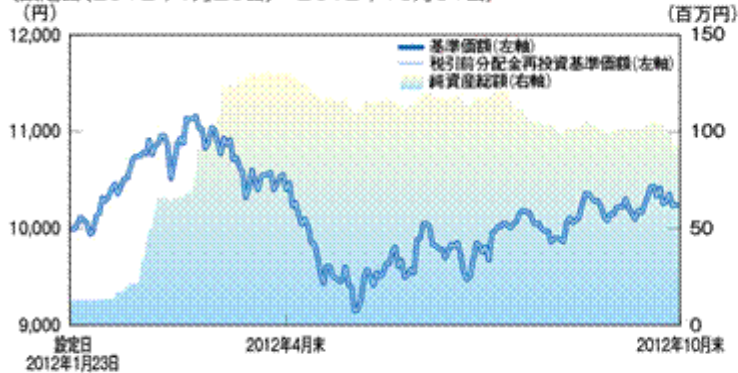
最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

運用実績 (セレブライフ・ストーリー2055)

基準価額・純資産の推移

(基準日:2012年10月31日)

(設定日(2012年1月23日)~2012年10月31日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口あたりの値です。

基準価額(1万口あたり)	10,236円
純資産総額	91百万円

分配の推移(1万口あたり、税引前)

決算期	金額
第1期(2012年9月14日)	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。

《構成比率》

投資信託証券	97.40%
為替ヘッジ評価損益	-0.37%
現金等	2.96%
合計	100.00%

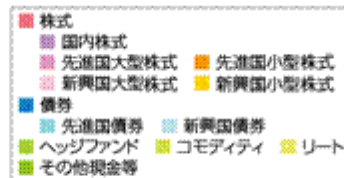
《為替ヘッジ比率》 13.95%

《組入銘柄》

	投資信託証券の名称	比率	投資対象資産	通貨
1	バンガードMSCI・エマージング・マーケットETF	37.26%	新興国大型株式	米ドル
2	iシェアーズ MSCI KOKUSAI(コクサイ)・インデックス・ファンド	10.72%	先進国大型株式	米ドル
3	IQ ヘッジ マルチストラテジートラッカーETF	9.81%	ヘッジファンド	米ドル ★
4	iシェアーズ FTSE EPRA/NAREIT ディベロップド マーケッツ プロパティールドファンド	9.58%	リート	米ドル
5	SPDR S&P エマージング マーケッツ スモールキャップETF	8.78%	新興国小型株式	米ドル
6	TOPIX連動型上場投資信託	7.81%	国内株式	円
7	iシェアーズ S&P GSCIコモディティ・インデックス・トラスト	4.57%	コモディティ	米ドル ★
8	iシェアーズ MSCI EAFE スモールキャップ・インデックス・ファンド	2.52%	先進国小型株式	米ドル
9	バンガード・スモールキャップETF	2.36%	先進国小型株式	米ドル
10	iシェアーズ JPモルガン・ドル建てエマージング・マーケット債券ファンド	2.00%	新興国債券	米ドル
11	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	1.99%	先進国債券	円

★ヘッジファンドとコモディティを投資対象としているETFに対し、為替ヘッジを高位に行います。
※各比率の合計が四捨五入の関係で一致しないことがあります。

《資産別投資比率》

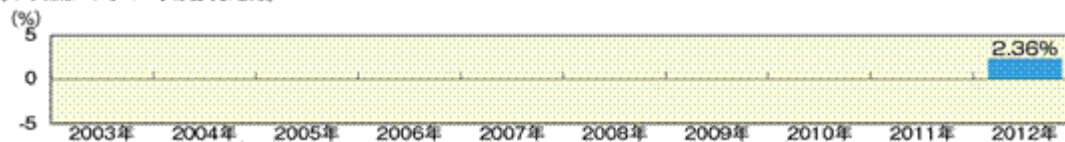


※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※基準日(2012年10月31日時点)の状況です。直近の基本投資割合及び投資対象ファンドは第二節 第1.1.(1)⑤ファンドの特色に記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。
※2012年は設定日2012年1月23日(10,000円)から10月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

()お申込日

毎営業日お申込いただけます。

原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、各ファンドとも取得申込日当日が日本、ニューヨークの証券取引所及び商業銀行の休業日及び委託会社が指定する日には受付を行いません。詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

()お申込単位

- ・ お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、上記()に記載の照会先においてもご確認いただけます。

()お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額とします。

()お申込手数料

通常のお申込み

お申込金額の3.15%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記()の照会先においてもご確認いただけます。

確定拠出年金制度に基づくお申込み

申込手数料はかかりません。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場

ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとし、上記の規定に準じて算出した価額とします。

2【換金(解約)手続等】

()一部解約

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

ただし、各ファンド取得申込日当日が日本、ニューヨークの証券取引所及び商業銀行の休業日及び委託会社が指定する日には受付を行いません。詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)
電話番号 03-6229-0097(受付時間: 毎営業日の午前9時~午後5時)
ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

b. 換金単位

最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記に記載の照会先においてもご確認ください。

c. 換金価額

解約請求受付日の翌営業日に算出される基準価額から信託財産留保額(基準価額に対し0.3%)を控除した価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については、上記a.の照会先においてもご確認ください。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目にお支払いします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

() その他の一部解約・買取

信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、信託約款に定める期間内に異議を述べた受益者は、投信法に定めるところにより、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりで表示されます。

() 主な投資対象資産の評価方法

投資信託または外国投資信託の受益証券	原則として、投資信託証券の基準価額計算時に知り得る直近の日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。
為替予約取引	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。

() 基準価額の照会頻度・照会方法等

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口あたり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（1万口あたり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/

(2)【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は平成24年1月23日から開始し、原則として無期限です。ただし、後記の「（5）その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年9月15日から翌年9月14日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は、平成24年1月23日から平成24年9月14日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

() 信託の終了

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が3億口を下回るようになった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、前記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

前記からまでの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記からまでに規定する手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

() その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「() 約款変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

() 約款変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、前記の事項（前記の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記 の書面決議は議決権が行使できる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記 から までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前記 から の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる1つまたは複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

() 公告

委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。

() 反対者の買取請求権

前記 () () に規定する信託契約の解約または前記 () に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項は、前記 () または前記 () に規定する書面に付記します。

() 運用報告書の作成

ファンドは、毎計算期末（毎年9月14日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。本ファンドの信託財産の決算の内容は原則として公告されません。

() 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

() 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

() 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

() 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成24年1月23日から平成24年9月14日まで)の財務諸表について、三響監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【SBIセレブライフ・ストーリー2015】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期
		〔平成24年9月14日現在〕
資産の部		
流動資産		
預金		627,565
コール・ローン		3,576,591
投資信託受益証券		121,583,127
派生商品評価勘定		35,953
未収利息		4
流動資産合計		125,823,240
資産合計		125,823,240
負債の部		
流動負債		
未払金		570,413
未払受託者報酬		42,265
未払委託者報酬		1,014,425
その他未払費用		105,000
流動負債合計		1,732,103
負債合計		1,732,103
純資産の部		
元本等		
元本		120,640,787
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		3,450,350
元本等合計		124,091,137
純資産合計		124,091,137
負債純資産合計		125,823,240

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自平成24年1月23日 至平成24年9月14日
営業収益	
受取配当金	585,829
受取利息	1,673
有価証券売買等損益	2,118,674
為替差損益	1,344,523
営業収益合計	1,361,653
営業費用	
受託者報酬	42,265
委託者報酬	1,014,425
その他費用	325,353
営業費用合計	1,382,043
営業利益又は営業損失()	20,390
経常利益又は経常損失()	20,390
当期純利益又は当期純損失()	20,390
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	544,700
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,898,807
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,898,807
剰余金減少額又は欠損金増加額	972,767
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	972,767
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金()	3,450,350

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。但し、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 ファンドの計算期間 本ファンドの計算期間は、原則として、毎年9月15日から翌年9月14日までとしておりますが、第1期計算期間は期首が設定日のため、平成24年1月23日から平成24年9月14日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 〔平成24年9月14日現在〕
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	120,640,787口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0286円 (10,286円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末日における費用控除後の配当等収益（161,498円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（362,812円）、収益調整金（2,926,040円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益額は3,450,350円（1万口当たり285.98円）となりますが、当ファンドの収益分配方針に則り、当期の収益分配はおこなっておりません。</p>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>常勤役員、審査室長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するパフォーマンス分析会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第1期 〔平成24年9月14日現在〕	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日	
該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 本書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

項 目	第1期 〔平成24年9月14日現在〕
期首元本額	46,822,349円
期中追加設定元本額	113,709,523円
期中一部解約元本額	39,891,085円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種 類	第1期 〔平成24年9月14日現在〕	
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	
投資信託受益証券	2,082,507円	
合 計	2,082,507円	

3. デリバティブ取引関係

. 取引の状況に関する事項

項 目	第1期 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引です。
2. 取引に対する取組方針と利用目的	外貨建証券の売買代金、償還金、利金等については、受取日又は支払日までの間の為替予約を行うことができるものとし、原則として、将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
3. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、信用リスクについては、当社は信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。また、これらのリスクについては、投資信託委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。
4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項における契約額等はあくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。

. 取引の時価等に関する事項

(単位：円)

区分	種類	第1期 〔平成24年9月14日現在〕			
		契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 売建 米ドル	12,216,013		12,180,060	35,953
合計		12,216,013		12,180,060	35,953

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合は、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家専用)	7,043,459	6,188,383	
	MUAM 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家専用)	57,392,778	64,228,257	
	TOPIX 運動型上場投資信託 / 野村	5,000	3,810,000	
	日本円 小計	64,441,237	74,226,640	
	IQ HEDGE MULTI-STRAT TRACKER	2,794	78,734.92	
	ISHARES FTSE EPRA/NAR DEV MK	3,648	78,833.28	
	ISHARES JP MORGAN EM BOND FD	916	110,378.00	
	ISHARES MSCI EAFE SMALL CAP	208	8,180.64	
	ISHARES MSCI KOKUSAI	1,132	48,087.36	
	ISHARES S&P GSCI COMMODITY INDEXED TRUST	2,290	79,989.70	
	SPDR S&P EMERGING MKTS SMALL	726	32,517.54	
	VANGUARD MSCI EMERGING MARKE	3,864	165,108.72	
	VANGUARD SMALL-CAP ETF	98	8,040.90	
	米ドル 小計	15,676	609,871.06 (47,356,487)	
	合 計		-	121,583,127 (47,356,487)

(注) (有価証券明細表注記)

1. 米ドル小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券9銘柄	100.0%	100.0%
合計		100.0%	100.0%

（注）時価比率は、合計金額に対する通貨ごとの比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引関係に関する注記）」に記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

【SBIセレブライフ・ストーリー2025】
(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 〔平成24年9月14日現在〕
資産の部		
流動資産		
預金		546,869
コール・ローン		7,458,910
投資信託受益証券		117,644,420
派生商品評価勘定		38,014
未収利息		10
流動資産合計		125,688,223
資産合計		125,688,223
負債の部		
流動負債		
未払解約金		121,211
未払受託者報酬		33,373
未払委託者報酬		800,925
その他未払費用		105,000
流動負債合計		1,060,509
負債合計		1,060,509
純資産の部		
元本等		
元本		120,178,842
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		4,448,872
元本等合計		124,627,714
純資産合計		124,627,714
負債純資産合計		125,688,223

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自平成24年1月23日 至平成24年9月14日
営業収益	
受取配当金	615,247
受取利息	1,455
有価証券売買等損益	2,216,288
為替差損益	1,601,646
営業収益合計	1,231,344
営業費用	
受託者報酬	33,373
委託者報酬	800,925
その他費用	389,452
営業費用合計	1,223,750
営業利益又は営業損失（ ）	7,594
経常利益又は経常損失（ ）	7,594
当期純利益又は当期純損失（ ）	7,594
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	158,229
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,042,825
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,042,825
剰余金減少額又は欠損金増加額	759,776
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	759,776
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,448,872

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。但し、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 ファンドの計算期間 本ファンドの計算期間は、原則として、毎年9月15日から翌年9月14日までとしておりますが、第1期計算期間は期首が設定日のため、平成24年1月23日から平成24年9月14日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 〔平成24年9月14日現在〕
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	120,178,842口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0370円 (10,370円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末日における費用控除後の配当等収益(73,161)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(92,662円)、収益調整金(4,283,049円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益額は4,448,872円(1万口当たり370.17円)となりますが、当ファンドの収益分配方針に則り、当期の収益分配はおこなっておりません。</p>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>常勤役員、審査室長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するパフォーマンス分析会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

2．金融商品の時価等に関する事項

第1期 〔平成24年9月14日現在〕	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日	
該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1．本書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

項 目	第1期 〔平成24年9月14日現在〕
期首元本額	34,509,044円
期中追加設定元本額	105,670,505円
期中一部解約元本額	20,000,707円

2．有価証券関係

売買目的有価証券

種 類	第1期 〔平成24年9月14日現在〕
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,255,897円
合 計	2,255,897円

3．デリバティブ取引関係

．取引の状況に関する事項

項 目	第1期 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日
1．取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引です。
2．取引に対する取組方針と利用目的	外貨建証券の売買代金、償還金、利金等については、受取日又は支払日までの間の為替予約を行うことができるものとし、原則として、将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
3．取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、信用リスクについては、当社は信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。また、これらのリスクについては、投資信託委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。
4．取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項における契約額等はあくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。

. 取引の時価等に関する事項

(単位：円)

区分	種類	第1期 〔平成24年9月14日現在〕			
		契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 売建 米ドル	12,916,294		12,878,280	38,014
合計		12,916,294		12,878,280	38,014

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合は、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家専用)	8,102,639	7,118,978	
	MUAM 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家専用)	39,088,301	43,743,717	
	TOPIX 運動型上場投資信託 / 野村	6,530	4,975,860	
	日本円 小計	47,197,470	55,838,555	
	IQ HEDGE MULTI-STRAT TRACKER	3,230	91,021.40	
	ISHARES FTSE EPRA/NAR DEV MK	4,264	92,145.04	
	ISHARES JP MORGAN EM BOND FD	1,264	152,312.00	
	ISHARES MSCI EAFE SMALL CAP	412	16,203.96	
	ISHARES MSCI KOKUSAI	1,465	62,233.20	
	ISHARES S&P GSCI COMMODITY INDEXED TRUST	2,188	76,426.84	
	SPDR S&P EMERGING MKTS SMALL	1,068	47,835.72	
	VANGUARD MSCI EMERGING MARKE	5,664	242,022.72	
	VANGUARD SMALL-CAP ETF	192	15,753.60	
	米ドル 小計	19,747	795,954.48 (61,805,865)	
	合 計		-	117,644,420 (61,805,865)

(注) (有価証券明細表注記)

1. 米ドル小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券9銘柄	100.0%	100.0%
合計		100.0%	100.0%

（注）時価比率は、合計金額に対する通貨ごとの比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引関係に関する注記）」に記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

【SBIセレブライフ・ストーリー2035】
(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期
		[平成24年9月14日現在]
資産の部		
流動資産		
預金		609,338
コール・ローン		5,936,343
投資信託受益証券		102,777,759
派生商品評価勘定		39,159
未収利息		8
流動資産合計		109,362,607
資産合計		109,362,607
負債の部		
流動負債		
未払解約金		103,357
未払受託者報酬		28,677
未払委託者報酬		688,360
その他未払費用		105,000
流動負債合計		925,394
負債合計		925,394
純資産の部		
元本等		
元本		104,513,512
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		3,923,701
元本等合計		108,437,213
純資産合計		108,437,213
負債純資産合計		109,362,607

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自平成24年1月23日 至平成24年9月14日
営業収益	
受取配当金	689,418
受取利息	1,355
有価証券売買等損益	2,276,973
為替差損益	1,849,061
営業収益合計	1,118,685
営業費用	
受託者報酬	28,677
委託者報酬	688,360
その他費用	340,299
営業費用合計	1,057,336
営業利益又は営業損失()	61,349
経常利益又は経常損失()	61,349
当期純利益又は当期純損失()	61,349
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	300,437
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,147,623
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,147,623
剰余金減少額又は欠損金増加額	585,708
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	585,708
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金()	3,923,701

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。但し、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 ファンドの計算期間 本ファンドの計算期間は、原則として、毎年9月15日から翌年9月14日までとしておりますが、第1期計算期間は期首が設定日のため、平成24年1月23日から平成24年9月14日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 〔平成24年9月14日現在〕
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	104,513,512口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0375円 (10,375円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末日における費用控除後の配当等収益（175,860円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（185,926円）、収益調整金（3,561,915円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益額は3,923,701円（1万口当たり375.40円）となりますが、当ファンドの収益配分方針に則り、当期の収益配分はおこなっておりません。</p>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>常勤役員、審査室長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するパフォーマンス分析会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第1期 〔平成24年9月14日現在〕	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日	
該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 本書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

項 目	第1期 〔平成24年9月14日現在〕
期首元本額	22,288,803円
期中追加設定元本額	99,015,573円
期中一部解約元本額	16,790,864円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種 類	第1期 〔平成24年9月14日現在〕	
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	
投資信託受益証券	2,360,417円	
合 計	2,360,417円	

3. デリバティブ取引関係

. 取引の状況に関する事項

項 目	第1期 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引です。
2. 取引に対する取組方針と利用目的	外貨建証券の売買代金、償還金、利金等については、受取日又は支払日までの間の為替予約を行うことができるものとし、原則として、将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
3. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、信用リスクについては、当社は信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。また、これらのリスクについては、投資信託委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。
4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項における契約額等はあくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。

. 取引の時価等に関する事項

(単位：円)

区分	種類	第1期 〔平成24年9月14日現在〕			
		契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 売建 米ドル	13,305,339		13,266,180	39,159
合計		13,305,339		13,266,180	39,159

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合は、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家専用)	9,389,448	8,249,569	
	MUAM 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家専用)	16,533,304	18,502,420	
	TOPIX 運動型上場投資信託 / 野村	7,100	5,410,200	
	日本円 小計	25,929,852	32,162,189	
	IQ HEDGE MULTI-STRAT TRACKER	3,744	105,505.92	
	ISHARES FTSE EPRA/NAR DEV MK	4,944	106,839.84	
	ISHARES JP MORGAN EM BOND FD	1,428	172,074.00	
	ISHARES MSCI EAFE SMALL CAP	531	20,884.23	
	ISHARES MSCI KOKUSAI	1,911	81,179.28	
	ISHARES S&P GSCI COMMODITY INDEXED TRUST	1,902	66,436.86	
	SPDR S&P EMERGING MKTS SMALL	1,238	55,450.02	
	VANGUARD MSCI EMERGING MARKE	6,567	280,607.91	
	VANGUARD SMALL-CAP ETF	249	20,430.45	
	米ドル 小計	22,514	909,408.51 (70,615,570)	
	合 計		-	102,777,759 (70,615,570)

(注) (有価証券明細表注記)

1. 米ドル小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券9銘柄	100.0%	100.0%
合計		100.0%	100.0%

（注）時価比率は、合計金額に対する通貨ごとの比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引関係に関する注記）」に記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

【SBIセレブライフ・ストーリー2045】
(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期
		[平成24年9月14日現在]
資産の部		
流動資産		
預金		813,132
コール・ローン		4,799,442
投資信託受益証券		70,770,612
派生商品評価勘定		31,144
未収利息		6
流動資産合計		76,414,336
資産合計		76,414,336
負債の部		
流動負債		
未払金		244,775
未払受託者報酬		22,013
未払委託者報酬		528,344
その他未払費用		105,000
流動負債合計		900,132
負債合計		900,132
純資産の部		
元本等		
元本		72,574,175
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		2,940,029
元本等合計		75,514,204
純資産合計		75,514,204
負債純資産合計		76,414,336

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自平成24年1月23日 至平成24年9月14日
営業収益	
受取配当金	644,178
受取利息	1,170
有価証券売買等損益	582,036
為替差損益	2,155,307
その他収益	1,450
営業収益合計	926,473
営業費用	
受託者報酬	22,013
委託者報酬	528,344
その他費用	361,843
営業費用合計	912,200
営業利益又は営業損失（ ）	1,838,673
経常利益又は経常損失（ ）	1,838,673
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,838,673
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,209,307
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,026,075
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,026,075
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,456,680
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,456,680
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,940,029

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。但し、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 ファンドの計算期間 本ファンドの計算期間は、原則として、毎年9月15日から翌年9月14日までとしておりますが、第1期計算期間は期首が設定日のため、平成24年1月23日から平成24年9月14日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 〔平成24年9月14日現在〕
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	72,574,175口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0405円 (10,405円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末日における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(2,940,029円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益額は2,940,029円(1万口当たり405.09円)となりますが、当ファンドの収益分配方針に則り、当期の収益分配はおこなっておりません。</p>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>常勤役員、審査室長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するパフォーマンス分析会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第1期 〔平成24年9月14日現在〕	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日	
該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 本書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

項 目	第1期 〔平成24年9月14日現在〕
期首元本額	14,062,347円
期中追加設定元本額	85,733,589円
期中一部解約元本額	27,221,761円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種 類	第1期 〔平成24年9月14日現在〕	
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	
投資信託受益証券	960,561円	
合 計	960,561円	

3. デリバティブ取引関係

. 取引の状況に関する事項

項 目	第1期 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引です。
2. 取引に対する取組方針と利用目的	外貨建証券の売買代金、償還金、利金等については、受取日又は支払日までの間の為替予約を行うことができるものとし、原則として、将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
3. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、信用リスクについては、当社は信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。また、これらのリスクについては、投資信託委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。
4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項における契約額等はあくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。

. 取引の時価等に関する事項

(単位：円)

区分	種類	第1期 〔平成24年9月14日現在〕			
		契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 売建 米ドル	10,582,024		10,550,880	31,144
合計		10,582,024		10,550,880	31,144

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合は、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家専用)	7,333,104	6,442,865	
	MUAM 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家専用)	1,275,344	1,427,237	
	TOPIX 運動型上場投資信託 / 野村	5,780	4,404,360	
	日本円 小計	8,614,228	12,274,462	
	IQ HEDGE MULTI-STRAT TRACKER	3,231	91,049.58	
	ISHARES FTSE EPRA/NAR DEV MK	4,219	91,172.59	
	ISHARES JP MORGAN EM BOND FD	1,135	136,767.50	
	ISHARES MSCI EAFE SMALL CAP	362	14,237.46	
	ISHARES MSCI KOKUSAI	1,527	64,866.96	
	ISHARES S&P GSCI COMMODITY INDEXED TRUST	1,324	46,247.32	
	SPDR S&P EMERGING MKTS SMALL	1,259	56,390.61	
	VANGUARD MSCI EMERGING MARKE	5,587	238,732.51	
	VANGUARD SMALL-CAP ETF	169	13,866.45	
	米ドル 小計	18,813	753,330.98 (58,496,150)	
合 計		-	70,770,612 (58,496,150)	

(注) (有価証券明細表注記)

1. 米ドル小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券9銘柄	100.0%	100.0%
合計		100.0%	100.0%

（注）時価比率は、合計金額に対する通貨ごとの比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引関係に関する注記）」に記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

【SBIセレブライフ・ストーリー2055】
(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期
		〔平成24年9月14日現在〕
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		2,037,994
投資信託受益証券		100,523,648
派生商品評価勘定		43,510
未収入金		5,289,313
未収利息		6
流動資産合計		107,894,471
資産合計		107,894,471
負債の部		
流動負債		
未払金		3,335,223
未払解約金		19,999
未払受託者報酬		32,427
未払委託者報酬		778,151
その他未払費用		105,000
流動負債合計		4,270,800
負債合計		4,270,800
純資産の部		
元本等		
元本		101,118,133
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		2,505,538
元本等合計		103,623,671
純資産合計		103,623,671
負債純資産合計		107,894,471

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自平成24年1月23日 至平成24年9月14日
営業収益	
受取配当金	692,767
受取利息	1,625
有価証券売買等損益	2,060,847
為替差損益	4,490,114
営業収益合計	5,856,569
営業費用	
受託者報酬	32,427
委託者報酬	778,151
その他費用	361,339
営業費用合計	1,171,917
営業利益又は営業損失（ ）	7,028,486
経常利益又は経常損失（ ）	7,028,486
当期純利益又は当期純損失（ ）	7,028,486
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,764,606
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,322,832
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,322,832
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,553,414
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,553,414
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,505,538

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。但し、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 ファンドの計算期間 本ファンドの計算期間は、原則として、毎年9月15日から翌年9月14日までとしておりますが、第1期計算期間は期首が設定日のため、平成24年1月23日から平成24年9月14日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 〔平成24年9月14日現在〕
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	101,118,133口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0248円 (10,248円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末日における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(2,505,538円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益額は2,505,538円(1万口当たり247.77円)となりますが、当ファンドの収益分配方針に則り、当期の収益分配はおこなっておりません。</p>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>常勤役員、審査室長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するパフォーマンス分析会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第1期 〔平成24年9月14日現在〕	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日	
該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 本書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

項 目	第1期 〔平成24年9月14日現在〕
期首元本額	12,560,887円
期中追加設定元本額	124,813,834円
期中一部解約元本額	36,256,588円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種 類	第1期 〔平成24年9月14日現在〕
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	677,111円
合 計	677,111円

3. デリバティブ取引関係

. 取引の状況に関する事項

項 目	第1期 自 平成24年1月23日 至 平成24年9月14日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引です。
2. 取引に対する取組方針と利用目的	外貨建証券の売買代金、償還金、利金等については、受取日又は支払日までの間の為替予約を行うことができるものとし、原則として、将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
3. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、信用リスクについては、当社は信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。また、これらのリスクについては、投資信託委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。
4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項における契約額等はあくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。

. 取引の時価等に関する事項

(単位：円)

区分	種類	第1期 〔平成24年9月14日現在〕			
		契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 売建 米ドル	14,783,710		14,740,200	43,510
合計		14,783,710		14,740,200	43,510

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合は、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家専用)	2,261,553	1,987,000	
	TOPIX 連動型上場投資信託 / 野村	10,680	8,138,160	
	日本円 小計	2,272,233	10,125,160	
	IQ HEDGE MULTI-STRAT TRACKER	4,512	127,148.16	
	ISHARES FTSE EPRA/NAR DEV MK	5,870	126,850.70	
	ISHARES JP MORGAN EM BOND FD	211	25,425.50	
	ISHARES MSCI EAFE SMALL CAP	833	32,761.89	
	ISHARES MSCI KOKUSAI	3,347	142,180.56	
	ISHARES S&P GSCI COMMODITY INDEXED TRUST	1,832	63,991.76	
	SPDR S&P EMERGING MKTS SMALL	2,619	117,305.01	
	VANGUARD MSCI EMERGING MARKE	11,616	496,351.68	
	VANGUARD SMALL-CAP ETF	392	32,163.60	
	米ドル 小計	31,232	1,164,178.86 (90,398,488)	
	合 計		-	100,523,648 (90,398,488)

(注) (有価証券明細表注記)

- 米ドル小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 合計金額欄は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券9銘柄	100.0%	100.0%
合計		100.0%	100.0%

(注) 時価比率は、合計金額に対する通貨ごとの比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引関係に関する注記）」に記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

・セレブライフ・ストーリー2015

	平成24年10月31日現在
資産総額	124,684,710円
負債総額	14,013,632円
純資産総額（ - ）	110,671,078円
発行済口数	107,416,854口
1口あたり純資産額（ / ）	1.0303円
1万口あたり純資産額	10,303円

・セレブライフ・ストーリー2025

	平成24年10月31日現在
資産総額	139,262,047円
負債総額	15,890,640円
純資産総額（ - ）	123,371,407円
発行済口数	118,612,223口
1口あたり純資産額（ / ）	1.0401円
1万口あたり純資産額	10,401円

・セレブライフ・ストーリー2035

	平成24年10月31日現在
資産総額	128,875,679円
負債総額	14,245,821円
純資産総額（ - ）	114,629,858円
発行済口数	109,981,602口
1口あたり純資産額（ / ）	1.0423円
1万口あたり純資産額	10,423円

・セレブライフ・ストーリー2045

	平成24年10月31日現在
資産総額	78,457,178円
負債総額	9,869,662円
純資産総額（ - ）	68,587,516円
発行済口数	65,577,563口
1口あたり純資産額（ / ）	1.0459円
1万口あたり純資産額	10,459円

・セレブライフ・ストーリー2055

	平成24年10月31日現在
資産総額	110,977,364円
負債総額	19,214,853円
純資産総額（ - ）	91,762,511円
発行済口数	89,648,031口
1口あたり純資産額（ / ）	1.0236円
1万口あたり純資産額	10,236円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし、

前記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

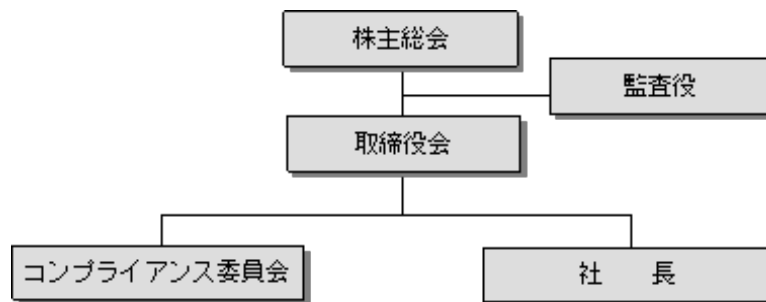
1【委託会社等の概況】

資本金の額

- () 資本金の額(平成24年12月14日現在)
委託会社の資本金の額は金4億20万円です。
- () 発行する株式の総数
委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。
- () 発行済株式の総数
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。
- (iv)最近5年間ににおける主な資本金の額の増減
該当事項はありません。

委託会社の機構

- (i) 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

- () 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

運用部長のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員及び運用部長をもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、運用部長の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

(平成24年10月31日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	23	27,263
単位型株式投資信託	12	45,335

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第25期		第26期	
		(平成23年3月31日現在)		(平成24年3月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
・流動資産					
預金		583,773		590,865	
前払費用		1,853		1,548	
未収委託者報酬		103,057		128,201	
未収運用受託報酬		2,586		2,367	
未収投資顧問料	* 2	22,342		19,242	
繰延税金資産				1,173	
その他		310		7,250	
流動資産合計		713,924	84.2	750,648	84.8
・固定資産					
有形固定資産					
器具備品	* 1	1,249		860	
有形固定資産合計		1,249	0.2	860	0.1
無形固定資産					
電話加入権		67		67	
その他		2,639		2,081	
無形固定資産合計		2,706	0.3	2,148	0.2
投資その他の資産					
投資有価証券		38,383		45,954	
関係会社株式		120,000		57,576	
長期差入保証金	* 2	26,819		26,819	
投資損失引当金		55,115			
長期前払費用				1,208	
投資その他の資産合計		130,087	15.3	131,557	14.8
固定資産合計		134,043	15.8	134,567	15.2
資産合計		847,967	100.0	885,215	100.0

区分	注記 番号	第25期		第26期	
		(平成23年3月31日現在)		(平成24年3月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
. 流動負債					
預り金		855		1,841	
未払金		72,010		81,669	
(未払手数料)		(56,276)		(62,591)	
未払法人税等		1,055		6,113	
未払消費税等		2,273		2,683	
流動負債合計		76,194	9.0	92,307	10.4
負債合計		76,194	9.0	92,307	10.4
(純資産の部)					
. 株主資本					
1 資本金		400,200	47.2	400,200	45.2
2 利益剰余金					
その他利益剰余金		371,573		385,137	
繰越利益剰余金		371,573		385,137	
利益剰余金合計		371,573	43.8	385,137	43.5
株主資本合計		771,773		785,337	
. 評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金				7,570	
評価・換算差額等合計				7,570	0.9
純資産合計		771,773	91.0	792,907	89.6
負債・純資産合計		847,967	100.0	885,215	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第25期			第26期		
		自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日			自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日		
		内訳	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
委託者報酬		609,128		601,177			
運用受託報酬		14,731		14,458			
投資顧問料		86,560	710,420	100.0	70,951	686,587	100.0
営業費用							
支払手数料		390,698		359,482			
広告宣伝費		251		425			
調査費		15,227		16,215			
(調査費)		(15,227)		(16,215)			
委託計算費		65,090		68,140			
営業雑経費		22,878		20,477			
(通信費)		(1,367)		(1,205)			
(印刷費)		(19,455)		(17,221)			
(協会費)		(1,347)		(1,446)			
(諸会費)		(471)		(501)			
(その他営業雑経費)		(236)	494,145	69.6	(102)	464,741	67.7
一般管理費							
給料		151,154		128,038			
(役員報酬)		(21,521)		(15,671)			
(給料・手当)		(129,632)		(112,366)			
交際費		1,363		237			
旅費交通費		6,476		4,438			
福利厚生費		15,844		15,270			
租税公課		2,209		2,163			
不動産賃借料		26,765		22,675			
器具備品賃借料		291		291			
消耗品費		1,951		2,210			
事務委託費		9,068		6,049			
退職給付費用		5,195		5,215			
固定資産減価償却費		1,191		946			
諸経費		5,852	227,363	32.0	4,809	192,347	28.0
営業利益又は営業損失()			11,088	1.6		29,498	4.3
営業外収益							
受取利息		122		154			
雑収入		286	408	0.1	238	393	0.0
営業外費用							
雑損失		244	244	0.0	0	0	0.0
経常利益又は経常損失()			10,923	1.5		29,891	4.4
特別損失							
投資損失引当金繰入額		55,115					
関係会社株式評価損					7,309		
投資有価証券評価損		63,330	118,445	16.7			
和解金					4,904	12,213	1.8
税引前当期純利益又は税引前当期 純損失()			129,369	18.2		17,678	2.6
法人税、住民税及び事業税			290	0.0		5,287	0.8
法人税等調整額						1,173	0.2
当期純利益又は当期純損失()			129,659	18.2		13,564	2.0

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第25期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日	第26期 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日
株主資本		
資本金		
当期首残高	400,200	400,200
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	400,200	400,200
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	501,232	371,573
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	129,659	13,564
当期変動額合計	129,659	13,564
当期末残高	371,573	385,137
利益剰余金合計		
当期首残高	501,232	371,573
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	129,659	13,564
当期変動額合計	129,659	13,564
当期末残高	371,573	385,137
株主資本合計		
当期首残高	901,432	771,773
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	129,659	13,564
当期変動額合計	129,659	13,564
当期末残高	771,773	785,337
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,425	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,425	7,570
当期変動額合計	1,425	7,570
当期末残高		7,570
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,425	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,425	7,570
当期変動額合計	1,425	7,570
当期末残高		7,570
純資産合計		
当期首残高	900,007	771,773
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	129,659	13,564
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,425	7,570
当期変動額合計	128,234	21,134
当期末残高	771,773	792,907

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。なお主な耐用年数は、器具備品5-15年であります。

無形固定資産

定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

投資損失引当金

投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、その財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第25期 (平成23年3月31日現在)	第26期 (平成24年3月31日現在)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
器具備品 7,586千円	器具備品 7,975千円
合計 7,586千円	合計 7,975千円
* 2 関係会社に対する資産及び負債	* 2 関係会社に対する資産及び負債
未収投資顧問料 13,431千円	未収投資顧問料 10,531千円
長期差入保証金 26,765千円	長期差入保証金 26,765千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600			36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第26期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600			36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	583,773	583,773	
(2) 未収委託者報酬	103,057	103,057	
(3) 未収運用受託報酬	2,586	2,586	
(4) 未収投資顧問料	22,342	22,342	
(5) 投資有価証券 その他投資有価証券	38,383	38,383	
資産計	750,144	750,144	
(1) 未払金	72,010	72,010	
負債計	72,010	72,010	

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は保管受託銀行が算出する基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	120,000
(2) 長期差入保証金	26,819

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。上記は、投資損失引当金控除前の計数であります。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	583,773
未収委託者報酬	103,057
未収運用受託報酬	2,586
未収投資顧問料	22,342
合計	711,760

第26期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	590,865	590,865	
(2) 未収委託者報酬	128,201	128,201	
(3) 未収運用受託報酬	2,367	2,367	
(4) 未収投資顧問料	19,242	19,242	
(5) 投資有価証券 その他投資有価証券	45,954	45,954	
資産計	786,630	786,630	
(1) 未払金	81,669	81,669	
負債計	81,669	81,669	

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は保管受託銀行が算出する基準価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	57,576
(2) 長期差入保証金	26,819

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。なお、当事業年度において、投資損失引当金55,115千円の取崩し、及び7,309千円の減損処理を行っております。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
預金	590,865
未収委託者報酬	128,201
未収運用受託報酬	2,367
未収投資顧問料	19,242
合計	740,676

(有価証券関係)

第25期(平成23年3月31日現在)

1. その他有価証券

区分	第25期 (平成23年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの 株式 債券 その他			
小計			
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの 株式 債券 その他	38,383	38,383	
小計	38,383	38,383	
合計	38,383	38,383	

表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損63,330千円を計上しております。

第26期(平成24年3月31日現在)

1. その他有価証券

区分	第26期 (平成24年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式			
債券			
その他	38,383	45,954	7,570
小計	38,383	45,954	7,570
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式			
債券			
その他			
小計			
合計	38,383	45,954	7,570

(デリバティブ取引関係)

第25期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第26期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第25期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日	第26期 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日																																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、平成14年7月に退職一時金制度から確定拠出年金制度に移行するとともに、平成15年2月より総合設立型の厚生年金基金に加入しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 確定拠出年金制度への移行により、従来の退職給付引当金残高は全額取り崩しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用等(注1)</td> <td style="text-align: right;">2,943千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用計</td> <td style="text-align: right;">2,943千円</td> </tr> <tr> <td>その他(注2)</td> <td style="text-align: right;">2,251千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5,195千円</td> </tr> </table> <p>(注1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額 2,943千円は勤務費用に含めております。 (注2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。</p> <p>4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成22年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">年金資産</td> <td style="text-align: right;">161,054,805千円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債務</td> <td style="text-align: right;">159,998,978千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">1,055,827千円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社の加入員数割合(平成22年3月31日現在) 当社の加入員数割合 0.02%</p> <p>(3) 補足説明 上記の差引額1,055,827千円は、平成21年度剰余金23,339,881千円、繰越不足金8,356,668千円及び資産評価調整額13,927,386千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。</p>	勤務費用等(注1)	2,943千円	退職給付費用計	2,943千円	その他(注2)	2,251千円	合計	5,195千円	年金資産	161,054,805千円	年金財政計算上の給付		債務	159,998,978千円	差引額	1,055,827千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 同左</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用等(注1)</td> <td style="text-align: right;">2,706千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用計</td> <td style="text-align: right;">2,706千円</td> </tr> <tr> <td>その他(注2)</td> <td style="text-align: right;">2,508千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5,215千円</td> </tr> </table> <p>(注1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額 2,706千円は勤務費用に含めております。 (注2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。</p> <p>4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成23年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">年金資産</td> <td style="text-align: right;">171,944,542千円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債務</td> <td style="text-align: right;">172,108,284千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">163,741千円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社の加入員数割合(平成23年3月31日現在) 当社の加入員数割合 0.02%</p> <p>(3) 補足説明 上記の差引額 163,741千円の内訳は、平成22年度不足金11,653,370千円、別途積立金14,983,213千円及び資産評価調整額3,493,584千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。</p>	勤務費用等(注1)	2,706千円	退職給付費用計	2,706千円	その他(注2)	2,508千円	合計	5,215千円	年金資産	171,944,542千円	年金財政計算上の給付		債務	172,108,284千円	差引額	163,741千円
勤務費用等(注1)	2,943千円																																
退職給付費用計	2,943千円																																
その他(注2)	2,251千円																																
合計	5,195千円																																
年金資産	161,054,805千円																																
年金財政計算上の給付																																	
債務	159,998,978千円																																
差引額	1,055,827千円																																
勤務費用等(注1)	2,706千円																																
退職給付費用計	2,706千円																																
その他(注2)	2,508千円																																
合計	5,215千円																																
年金資産	171,944,542千円																																
年金財政計算上の給付																																	
債務	172,108,284千円																																
差引額	163,741千円																																

(税効果会計関係)

第25期 平成23年3月31日現在	第26期 平成24年3月31日現在																																		
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">5,636千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">電話加入権</td> <td style="text-align: right;">582</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資損失引当金</td> <td style="text-align: right;">22,426</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">25,769</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">905</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">55,319</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">55,319</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 3px double black;">55,319</td> </tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	5,636千円	電話加入権	582	投資損失引当金	22,426	投資有価証券評価損	25,769	その他	905	繰延税金資産小計	55,319	評価性引当額	55,319	繰延税金資産合計	55,319	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">電話加入権</td> <td style="text-align: right;">510千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">19,872</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">22,248</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">1,174</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43,804</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">42,631</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 3px double black;">1,173</td> </tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	510千円	投資有価証券評価損	19,872	関係会社株式評価損	22,248	その他	1,174	繰延税金資産小計	43,804	評価性引当額	42,631	繰延税金資産合計	1,173
繰延税金資産																																			
繰越欠損金	5,636千円																																		
電話加入権	582																																		
投資損失引当金	22,426																																		
投資有価証券評価損	25,769																																		
その他	905																																		
繰延税金資産小計	55,319																																		
評価性引当額	55,319																																		
繰延税金資産合計	55,319																																		
繰延税金資産																																			
電話加入権	510千円																																		
投資有価証券評価損	19,872																																		
関係会社株式評価損	22,248																																		
その他	1,174																																		
繰延税金資産小計	43,804																																		
評価性引当額	42,631																																		
繰延税金資産合計	1,173																																		
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">永久差異による影響</td> <td style="text-align: right;">0.55%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当金の増減</td> <td style="text-align: right;">20.08%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税率変更による繰延税金の修正差額</td> <td style="text-align: right;">0.47%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">1.64%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">23.27%</td> </tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.69%	(調整)		永久差異による影響	0.55%	評価性引当金の増減	20.08%	税率変更による繰延税金の修正差額	0.47%	住民税均等割	1.64%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.27%																		
	(%)																																		
法定実効税率	40.69%																																		
(調整)																																			
永久差異による影響	0.55%																																		
評価性引当金の増減	20.08%																																		
税率変更による繰延税金の修正差額	0.47%																																		
住民税均等割	1.64%																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.27%																																		
	<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正</p> <p>経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.69%から、回収が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。</p> <p>その結果、繰延税金資産の金額が82千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が82千円増加しております。</p>																																		

(セグメント情報)

<p style="text-align: center;">第25期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第26期 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日</p>
<p>1. セグメント情報 当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) 製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 売上高 本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。 有形固定資産 本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。</p> <p>3. 報告セグメントごとの減損損失に関する情報 該当事項はありません。</p> <p>4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。</p> <p>5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。</p>	<p>1. セグメント情報 同左</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) 製品及びサービスごとの情報 同左</p> <p>(2) 地域ごとの情報 売上高 同左 有形固定資産 同左</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 同左</p> <p>3. 報告セグメントごとの減損損失に関する情報 同左</p> <p>4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 同左</p> <p>5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 同左</p>

(関連当事者情報)

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	73,236	グループの 統括・運営	(被所有) 直接 100%	サービスの提供 役員の兼任	事務所等 の賃借	26,765	長期差 入保証 金	26,765

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 事務所等の賃借については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBIファンドマネジメントカンパニーエスエー	ルクセンブルグ大公国：ルクセンブルグ	120	ファンドの 管理会社	(所有) 直接 99.9%	管理会社に対する ファンドに関する 投資助言業務 役員の兼任	投資顧問 料の受取	60,805	未収投 資顧問 料	13,431

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。
3. SBIファンドマネジメントカンパニーエスエーは平成22年6月29日に増資を行っております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社 の子会社	株式会社 SBI証券	東京都 港区	47,937	ブローカ レッジ&イ ンベストメ ントバンキ ング事業	なし	当社投信商品の販 売	販売代行 手数料の 支払	194,923	未払 手数料	34,691

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 販売代行手数料の支払料率については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社（株式会社東京証券取引所 市場第一部）

第26期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	81,664	グループの 統括・運営	(被所有) 直接 90%	サービスの提供 役員の兼任	事務所等 の賃借	22,675	長期差 入保証 金	26,765

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 事務所等の賃借については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBIファンドマネジ メントカンパニーエ スエー	ルクセンブルグ大 公国：ルクセンブル グ	120	ファンドの 管理会社	(所有) 直接 100%	管理会社に対する ファンドに関する 投資助言業務 役員の兼任	投資顧問 料の受取	45,310	未収投 資顧問 料	10,531

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社 の子会社	株式会社 SBI証券	東京都 港区	47,937	ブローカ レッジ&イ ンベストメ ントバンキ ング事業	なし	当社投信商品の販 売	販売代行 手数料の 支払い	164,982	未払 手数料	27,345

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 販売代行手数料の支払料率については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社（株式会社東京証券取引所 市場第一部）

(1株当たり情報)

	第25期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	第26期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
1株当たり純資産額	21,086円70銭	21,664円14銭
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失()	3,542円61銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	370円60銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第25期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	第26期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
当期純利益又は当期純損失() (千円)	129,659	13,564
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益又は当期 純損失() (千円)	129,659	13,564
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

第25期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

第26期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (平成24年9月末日現在)	事業の内容
受託会社	三菱UFJ信託銀行 株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社SBI証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	高木証券株式会社	11,069百万円	
投資顧問会社	モーニングスター・アセット・マネジメント 株式会社	30百万円	「金融商品取引法」に定める金融商品取引業として投資助言・代理業を営んでいます。

高木証券株式会社は、平成24年12月20日より募集・販売等の取扱いを行う予定です。

2【関係業務の概要】

	名 称	関係業務の概要
受託会社	三菱UFJ信託銀行 株式会社	本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。
再信託受託会社	日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。
販売会社	株式会社SBI証券	本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱、保護預り等を行います。
	高木証券株式会社	
投資顧問会社	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	本ファンドの投資顧問会社として委託会社に対して運用に関する情報提供及び投資助言等を行います。

詳しくは、第二部 第1、1(3)「ファンドの仕組み」をご参照ください。

3【資本関係】

	名 称	資本関係
受託会社	三菱UFJ信託銀行 株式会社	該当事項はありません。
再信託受託会社	日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	該当事項はありません。
販売会社	株式会社SBI証券	該当事項はありません。
	高木証券株式会社	
投資顧問会社	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
 - 委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日
 - ファンドの基本的性格など
 - 委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案など
 - 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨、また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - 投資信託は、元金及び利回りが保証されているものではない旨の記載。
 - 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
 - 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
 - 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
 - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - 「信託約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
 - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - 有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する記載。
 - 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
 - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨、また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に信託約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成24年11月1日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

三響監査法人

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 山下章太

印

公認会計士 佐武 伸

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBIセレブライフ・ストーリー2015の平成24年1月23日から平成24年9月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIセレブライフ・ストーリー2015の平成24年9月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年11月1日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

三響監査法人

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 山下章太

印

公認会計士 佐武 伸

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBIセレブライフ・ストーリー2025の平成24年1月23日から平成24年9月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIセレブライフ・ストーリー2025の平成24年9月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年11月1日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

三響監査法人

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 山下章太

印

公認会計士 佐武 伸

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBIセレブライフ・ストーリー2035の平成24年1月23日から平成24年9月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIセレブライフ・ストーリー2035の平成24年9月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年11月1日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

三響監査法人

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 山下章太

印

公認会計士 佐武 伸

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBIセレブライフ・ストーリー2045の平成24年1月23日から平成24年9月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIセレブライフ・ストーリー2045の平成24年9月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年11月1日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

三響監査法人

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 山下章太

印

公認会計士 佐武 伸

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBIセレブライフ・ストーリー2055の平成24年1月23日から平成24年9月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIセレブライフ・ストーリー2055の平成24年9月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月13日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員
公認会計士
鶴見 寛

指定社員
業務執行社員
公認会計士
小松 亮一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。